



阿波市

耐震改修促進計画

令和元年5月

阿 波 市

目 次

第1章 計画の基本方針	1
1 計画の改定における背景	1
2 計画の目的	2
3 計画の期間	4
4 計画の位置づけ	4
第2章 想定される地震の規模と被害の状況	7
1 中央構造線活断層地震	8
2 南海トラフ巨大地震	9
3 震度分布の比較	9
4 液状化危険度の比較	10
5 被害想定	11
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	11
1 住宅における耐震化の現状及び目標設定	12
2 特定建築物における耐震化の現状及び目標設定	13
3 防災上重要な市有施設における耐震化の現状及び目標設定	15
第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	16
1 耐震診断・耐震改修に関わる基本方針	17
2 阿波市が行う施策	17
3 計画的な耐震改修等の実施	18
4 支援制度の活用	22
5 耐震化に関する総合的な安全対策	24
第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	26
1 相談窓口の整備	27
2 市民への情報提供	28
3 リフォームにあわせた耐震改修の促進	29
4 防災マップ（総合ハザードマップ）の作成・公表	30
5 自主防災組織、自治会等との連携	30
第6章 建築基準法による勧告または命令等について	31
1 徳島県による建築物の所有者・管理者への指導等の実施	32
第7章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項	33
1 特定建築物の現状把握と対策	34
2 関係団体による協議会の設置、協議会の事業の概要	34
3 地震保険への加入促進	35

第1章 計画の基本方針

1 計画の改定における背景

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、約26万棟の家屋が全半壊し、6,400余名の貴重な命が失われました。このうち約4,800名は、建築物の倒壊等により亡くなっており、倒壊した建築物の多くは、昭和56年以前に建築されたいわゆる旧耐震基準の建築物です。

このことから、地震による人的被害を減少させるためには、建築物を壊れないようにする「耐震化」が非常に重要であると言えます。同年12月25日には、こうした被害状況を踏まえ、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）」が施行され、以後、建築物の耐震化がより積極的に図られるようになりました。

近年では、東日本大震災、熊本地震、大阪北部地震及び北海道胆振東部地震などの大規模地震が頻発しており、特に平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」は、津波によって数多くの尊い人命を一瞬にして奪い去った大災害として記憶に新しいところです。

阿波市においても、太平洋沖合の南海トラフ沿いで発生する「南海トラフ巨大地震」や中央構造線活断層帯で発生する「直下型地震」による被害が想定されており、住宅や公共建築物の耐震性を高め、住民の命や災害対策拠点を守ることが喫緊の課題となっています。

そのため阿波市では、平成20年3月に策定した耐震改修促進計画の内容を見直し（以下、「本計画」という。）、さらなる耐震化の促進を図ってまいります。

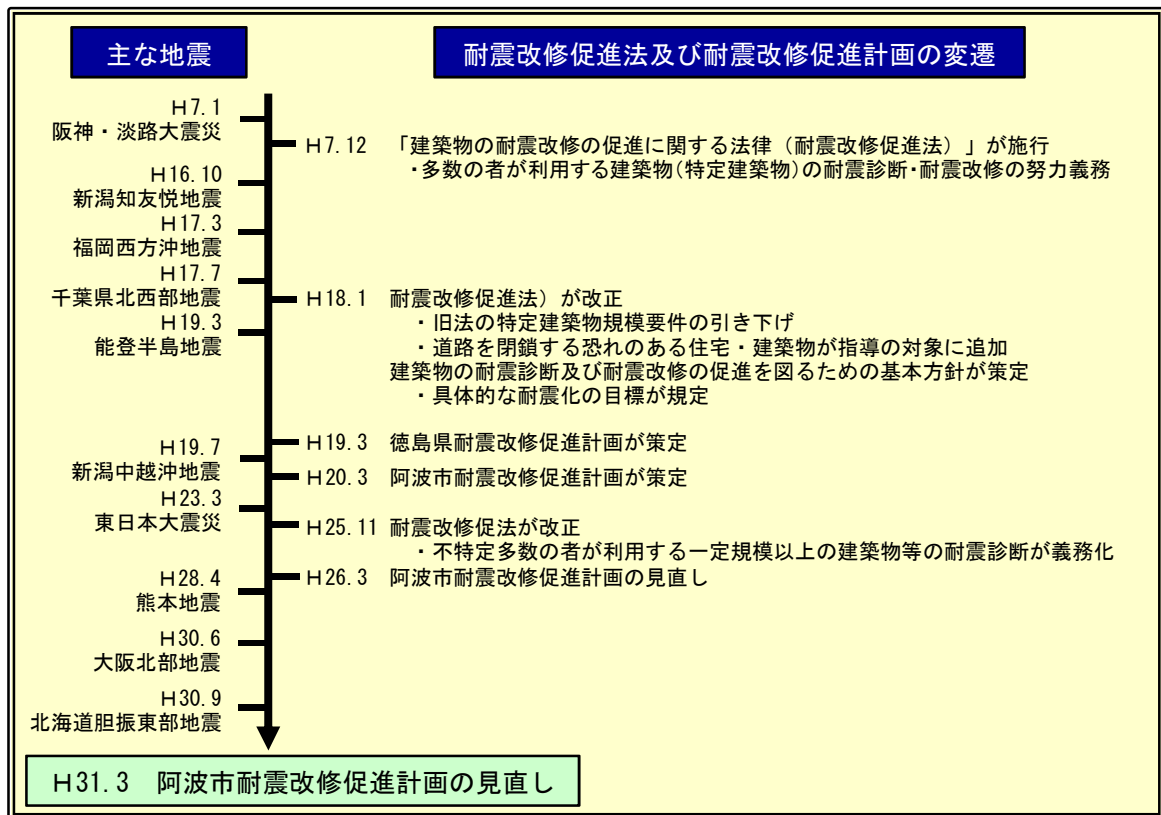


図1 耐震改修促進法及び耐震改修促進計画の変遷

2 計画の目的

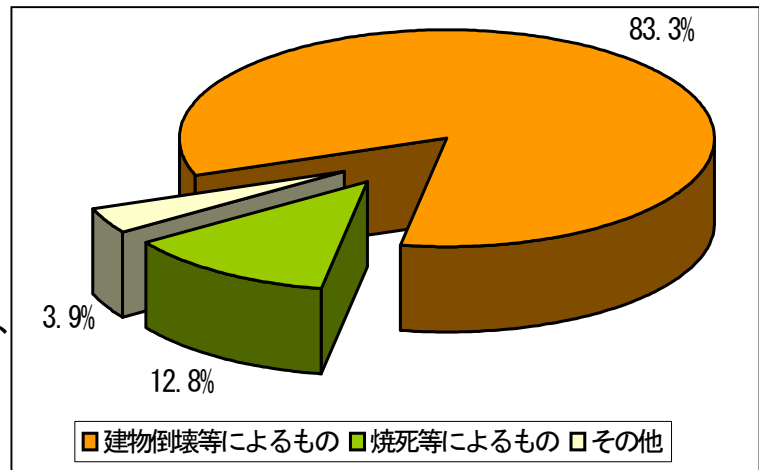
本計画は、阿波市における建築物の耐震化率を向上し、地震時における人的・建築物被害を以下の3点から軽減することを目的としたものです。

(1) 建築物の倒壊による犠牲者・財産の損失の減少

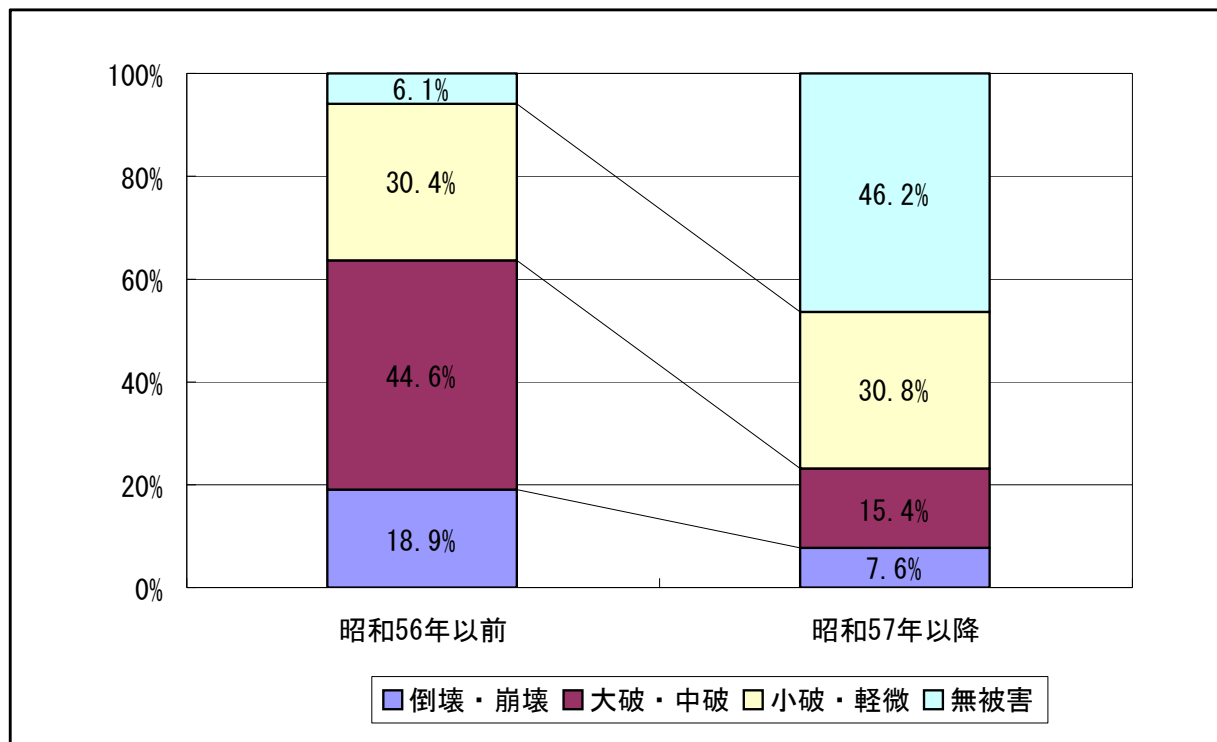
平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災において多数の犠牲者を出す最大の要因となったのが、昭和56年以前に建築されたいわゆる旧耐震基準の建築物（既存不適格建築物）の倒壊による圧死です。

建築物の耐震性の向上は、人命を確保するうえで非常に重要な対策となります。

また、建築物の耐震化は財産を守る上でも重要です。阪神・淡路大震災では、旧耐震基準の住宅における中破以上の被害は63.5%にのぼり、これらの住宅については被災後の使用が難しいものとなりました。先行投資によって、建築物の損失を最小限に留めることが重要です。



「平成18年版 防災白書」内閣府編より
図2 阪神・淡路大震災における犠牲者（神戸市内）の死因



「平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告」より
図3 建築年別の住宅の被害状況

(2) 人材・物資の輸送や避難に重要な道路の確保

地震の際には、救助・救急・消火活動等を迅速に行うことや、被災者に救援物資を供給することが急務となります。

しかし、沿道の建築物が倒壊し、人材・物資の輸送や避難に重要な道路が閉塞した場合、そうした活動に支障が生じることになります。

沿道の建築物の耐震性を向上し、上述した活動が迅速に行われるようにすることは、住民の命と財産を守るとともに、地域の復旧・復興作業において非常に重要となります。

(3) 地震時に重要な機能を果たす建築物の確保

地震時には、災害対策拠点等となる建築物を中心に、災害応急活動が行われます。

そのため、災害対策拠点等が健全に機能するよう、耐震性を向上しておく必要があります。具体的には、①指揮・情報伝達施設、②医療救護施設、③避難所指定施設、④災害時要配慮者が利用する施設、⑤災害応急対策活動を支援する施設、⑥多数の市民が利用する施設が挙げられます。

※住宅の耐震基準について

住宅を建てる際の耐震基準は、建築基準法において規定されています。耐震基準が大きく変わったのは、1978年の宮城県沖地震の後の1981年（昭和56年）の改正で、この改正により、耐震性能を確保するために必要とされる耐力壁の量が大幅に増加しました。

この結果、この改正の前後では、建てられた住宅の耐震性能に大きな差があり、昭和56年以前の耐震性能を旧耐震基準、昭和57年以降の耐震性能を新耐震基準と呼び、区別しています。

本計画では、旧耐震基準の建築物における耐震性能を向上することを主な目的としています。

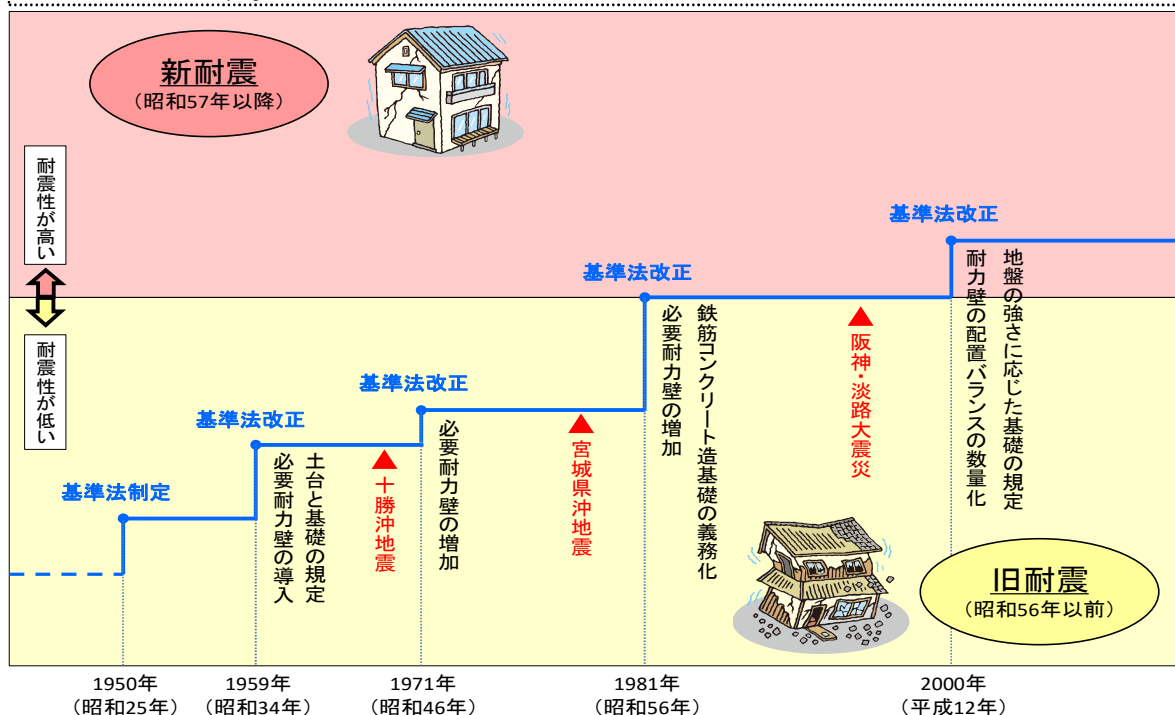


図4 建築基準法と住宅の耐震性能の関係

3 計画の期間

阿波市では、5年ごとに耐震化の進捗率の把握と目標値の更新を実施するものとし、必要に応じて本計画を見直すものとします。

4 計画の位置づけ

本計画は下図に示すとおり、耐震改修促進法の改正を受けて改定するものであり、防災基本計画による阿波市地域防災計画や、上位計画となる徳島県耐震改修促進計画、「とくしまーO作戦」地震対策行動計画などと連携するものとして位置付けられます。

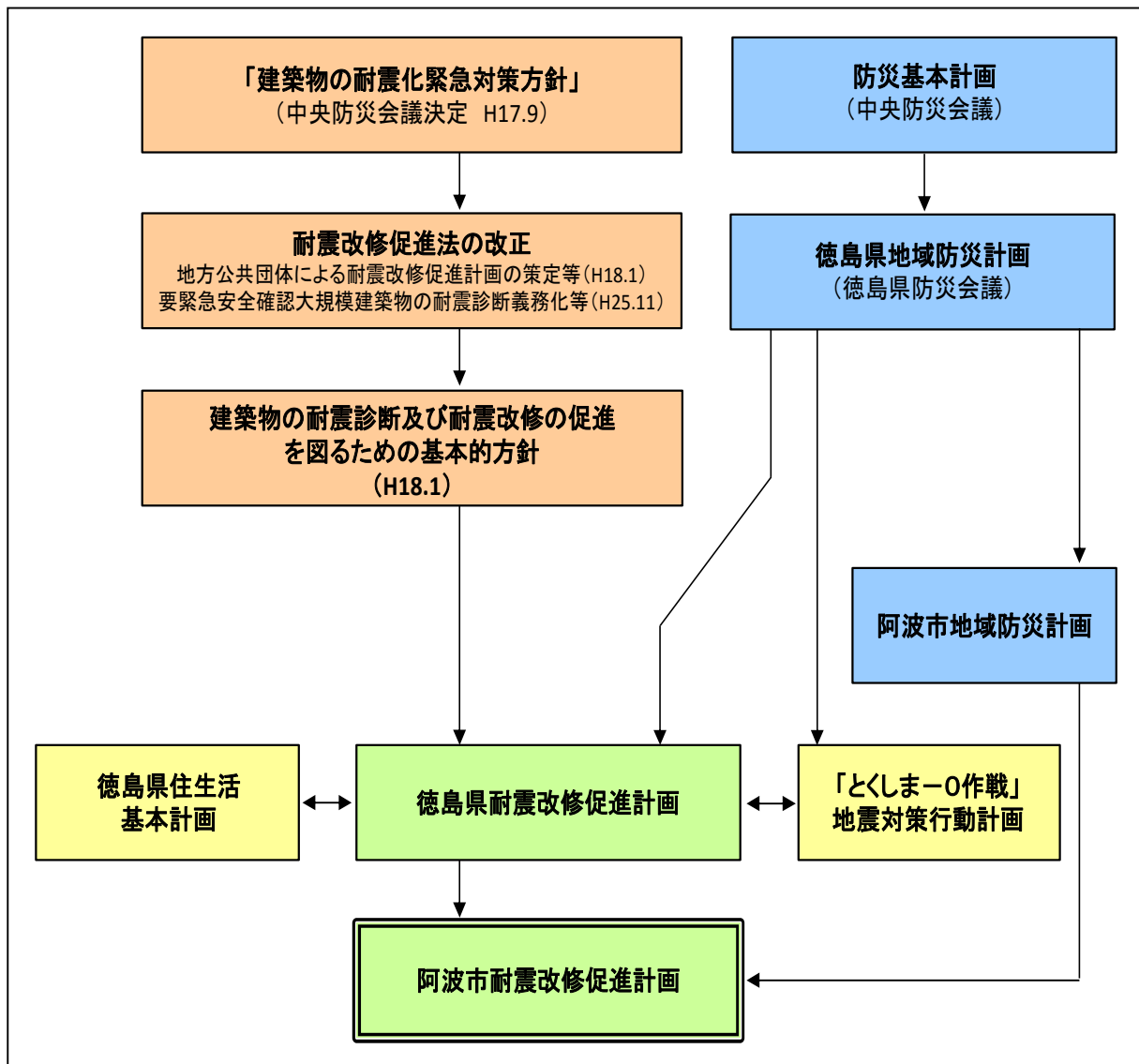


図5 本計画の位置づけ

なお、図示した以外にも、災害対策基本法をはじめとする次の関係法律によって災害対策が推進されています。

【基本法関係】

1. 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
2. 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）
3. 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）
4. 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）
5. 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）
6. 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）
7. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）
8. 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）
9. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）

【災害予防関係】

1. 河川法（昭和39年法律第167号）
2. 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）
3. 海岸法（昭和31年法律第101号）
4. 砂防法（明治30年法律第29号）
5. 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
6. 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
7. 森林法（昭和26年法律第249号）
8. 特殊土地地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）
9. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
10. 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）
11. 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）
12. 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和33年法律第72号）
13. 建築基準法（昭和25年法律第201号）
14. 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）
15. 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）
16. 気象業務法（昭和27年法律第165号）
17. 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）

【災害応急対策関係】

1. 消防法（昭和23年法律第186号）
2. 水防法（昭和24年法律第193号）
3. 災害救助法（昭和22年法律第118号）

【災害復旧・復興，財政金融措置関係】

1. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）
2. 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）
3. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
4. 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
5. 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
6. 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
7. 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）
8. 鉄道軌道整備法（昭和28年法律第169号）
9. 空港整備法（昭和31年法律第80号）
10. 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）
11. 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成7年法律第43号）
12. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）
13. 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）
14. 農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）
15. 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）
16. 森林国営保険法（昭和12年法律第25号）
17. 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）
18. 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）
19. 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）
20. 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）
21. 住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）
22. 地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）
23. 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）

【組織関係】

1. 消防組織法（昭和22年法律第226号）
2. 海上保安庁法（昭和23年法律第28号）
3. 警察法（昭和29年法律第162号）
4. 自衛隊法（昭和29年法律第165号）
5. 日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）

第2章 想定される地震の規模と被害の状況

1 中央構造線活断層地震

(1) 概 要

讃岐山脈の南縁部を東西に「中央構造線(活断層)」があり、過去16世紀にその活動の記録がされている。

また、今後30以内のM7.7クラスの地震の発生確率は1%以下と想定されている。

(2) 阿波市の震度

6弱～7の激しい揺れが想定されている。

(3) 阿波市の液状化危険度

平地部で危険度が「極めて高い」、一部で「高い」と想定されている。

2 南海トラフ巨大地震

(1) 概 要

静岡県駿河湾から九州東方沖まで続く深さ4,000m級の「南海トラフ」と呼ばれる海底の溝で、過去90年から150年の間隔で発生する地震で、最大でM9.1の地震が、今後30年以内の発生確率が70～80%と想定されている。

(2) 阿波市の震度

6弱～6強の強い揺れが想定されている。

(3) 阿波市の液状化危険度

平地部で危険度が「高い」～「極めて高い」と想定されている。

3 震度分布の比較

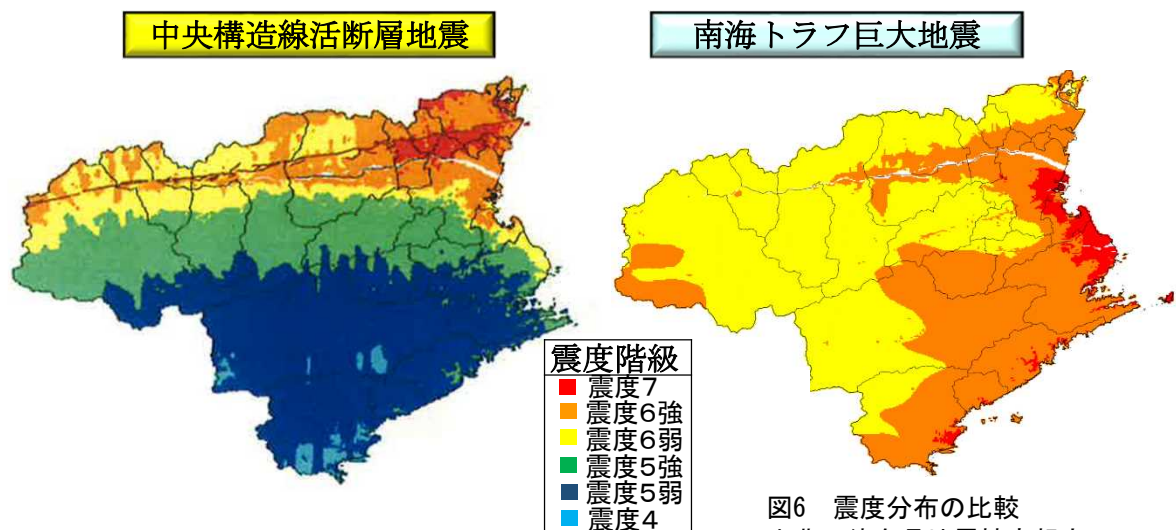
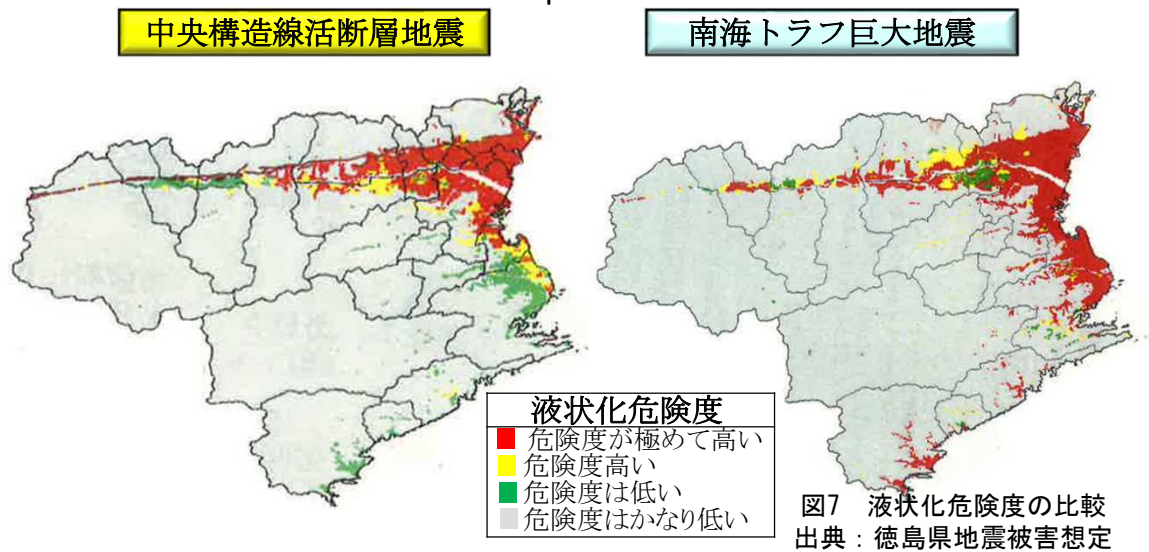


図6 震度分布の比較
出典：徳島県地震被害想定

4 液状化危険度の比較

1



5 被害想定（徳島県被害想定による。）

（１）建物全壊・焼失棟数一覧表

区 分	揺れ	液状化	急傾斜地	火 災 (冬深夜)	合 計
中央構造線 活断層地震	2, 800棟	30棟	若干数	10棟	2, 800棟
南海トラフ 巨大地震	1, 500棟	20棟	若干数	若干数	1, 600棟

（２）建物半壊棟数一覧表

区 分	揺れ	液状化 (大規模半壊を含む。)	急傾斜地	火 災	合 計
中央構造線 活断層地震	3, 800棟	690棟	若干数	—	4, 500棟
南海トラフ 巨大地震	3, 700棟	630棟	若干数	—	4, 300棟

（３）死者数一覧表

区 分	揺れ (冬深夜)	急傾斜地 (冬深夜)	火 災 (冬深夜)	ブロック塀・ 自動販売機 転倒、落下 物(冬18時)	合 計
中央構造線 活断層地震	180人	若干数	若干数	若干数	180人
南海トラフ 巨大地震	100人	若干数	若干数	若干数	100人

(4) 負傷者数一覧表

区 分	揺れ (冬深夜)	急傾斜地 (冬深夜)	火 災 (冬深夜)	ブロック塀・ 自動販売機 転倒、落下 物(冬深夜)	合 計
中央構造線 活断層地震	1,100人	若干数	若干数	0人	1,100人
南海トラフ 巨大地震	870人	若干数	若干数	0人	870人

(5) ライフライン被害

ア 上水道 (冬18時)

区 分	給水 人口 (人)	復旧対 象給水 人口 (人)	直 後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
			断水率 (%)	断水 人口 (人)	断水率 (%)	断水 人口 (人)	断水率 (%)	断水 人口 (人)	断水率 (%)	断水 人口 (人)
中央構造線 活断層地震	38,500	38,400	97	37,100	80	30,700	60	23,000	12	4,600
南海トラフ 巨大地震	38,500	38,500	94	36,300	78	28,200	52	19,900	9	3,500

イ 下水道 (農業集落排水施設) (冬18時)

区 分	給水 人口 (人)	復旧対 象給水 人口 (人)	直 後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
			断水率 (%)	断水 人口 (人)	断水率 (%)	断水 人口 (人)	断水率 (%)	断水 人口 (人)	断水率 (%)	断水 人口 (人)
中央構造線 活断層地震	1,850	1,850	南海トラフ巨大地震と同程度							
南海トラフ 巨大地震	1,850	1,850	50	925	20	370	0	0	0	0

ウ 電 力 (冬18時)

区 分	電灯軒数	復旧対象 電灯軒数	直 後		1日後	
			停電率 (%)	停電軒数	停電率(%)	停電軒数
中央構造線 活断層地震	18,200	18,100	100	18,100	67	12,200
南海トラフ 巨大地震	18,200	18,200	100	18,200	53	9,700

エ 電 話（冬18時）

（ア）固定電話

区 分	回線数	復旧対象 回線軒数	直 後		1日後	
			不通率 (%)	不通 回線数	不通率 (%)	不通 回線数
中央構造線 活断層地震	12,600	12,600	100	12,600	67	8,500
南海トラフ 巨大地震	12,600	12,600	100	12,600	53	6,700

（イ）携帯電話

東日本大震災では、発災直後は基地局等の倒壊・流失などによる停波基地局が相当数発生し、1日後にはバッテリーや自家用発電機の念利用等の枯渇により停波する基地局がさらに増加した。

その後、電力の復旧や各事業者の迅速な復旧作業により、1ヶ月半程度で、一部のエリアを除き、復旧されたところである。

オ LPガス

東日本大震災の被災三県におけるLPガスの復旧状況については、大規模な余震が発生し、その都度点検を実施して供給を再開しなければならない状況が繰り返されたが、3月11日に発生した大地震に対する復旧は概ね4月上旬、全体の復旧は4月21日である。

発災当日は、ガスボンベ等の安全装置によって、自動的にほぼ全ての世帯において、供給が一旦止まったとみられ、その後順次点検を実施しながら供給が再開された。

徳島県においても、南海トラフ巨大地震が発生すると、発災直後においては、ガスボンベ等の安全装置により、自動的にほぼ全ての世帯において供給が一旦停止し、その後、順次点検を実施したところから供給が開始されるが、大きな揺れと津波によるLPガス基地・充填所等の被災、輸送力不足、点検作業を実施する事業者の被災などから、全ての復旧対象世帯において供給かぜ開始されるには1ヶ月程度を要すると想定される。

カ 生活支障等

(ア) 避難者（冬18時）

区 分	人口 (人)	警報解除後当日			1週間後			1ヶ月後		
		避難所 生活者 数	避難所 外生活 者数	避難者 数合計	避難所 生活者 数	避難所 外生活 者数	避難者 数合計	避難所 生活者 数	避難所 外生活 者数	避難者 数合計
中央構造線 活断層地震	39,247	5,200	3,500	8,700	6,700	6,700	13,300	3,600	8,400	12,000
南海トラフ 巨大地震	39,247	3,000	2,000	5,100	4,700	4,700	9,500	2,300	5,500	7,800

(イ) 帰宅困難者（日中）

区 分	帰宅困難者数
中央構造線 活断層地震	1,400人～1,900人
南海トラフ 巨大地震	1,400人～1,900人

(ウ) 医療機能

区 分	入院需要			
	重傷者	死者の1割	要転院患者数	合 計
中央構造線 活断層地震	180人	10人	40人	230人
南海トラフ 巨大地震	120人	若干数	40人	160人

(エ) 災害廃棄物（冬18時）

区 分	重量換算(万トン)	堆積換算(万トン)
	災害廃棄物	災害廃棄物
中央構造線 活断層地震	60	60
南海トラフ 巨大地震	12	22

(オ) 住機能（冬18時）

区 分	全戸数	必要応急仮設住宅戸数
中央構造線 活断層地震	13,200	1,200
南海トラフ 巨大地震	13,200	930

(カ) 要配慮者（冬18時）

区 分	避難所生活者数 (1週間後)	避難所生活者のうち要配慮者数							
		65歳以上高齢 単身者	5歳未満 乳幼児	身体障 がい者	知的障 がい者	要介護認定者 (要支援者除く)	難病患者	妊産婦	外国人
中央構造線 活断層地震	6,700	220	220	380	70	310	60	40	50
南海トラフ 巨大地震	4,700	160	150	270	50	220	40	30	40

(キ) 孤立集落

区 分	孤立の可能性のある集落数	孤立集落数
中央構造線 活断層地震	16	13
南海トラフ 巨大地震	16	1

(ク) エレベーター閉じ込め

区 分	エレベーター数	閉じ込め可能性のある台数			
		安全装置作動	揺れによる故障	停 電	合 計
中央構造線 活断層地震	40	若干数	若干数	若干数	10
南海トラフ 巨大地震	40	若干数	若干数	若干数	10

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 概 要

(1) 住宅における耐震化の現状及び目標設定

現状：平成30年度末時点で、住宅約20,280棟のうち、耐震性がある住宅は約13,231棟で、耐震化率は65.2%となります。

目標：令和5年度末までに耐震化率100%を目標とし、倒壊の恐れのある住宅の耐震化に取り組みます。

(2) 特定建築物における耐震化の現状及び目標設定

現状：平成30年度末時点で、特定建築物は123棟あり、そのうち耐震性がある建築物は89棟で、耐震化率は72.4%となります。

目標：所有者・管理者に対して耐震改修を促し、早急な耐震化を目指します。

注) 阿波市耐震改修促進計画における特定建築物とは次のものをいう。

表3-4に示す建築用途で延床面積が1,000㎡以上かつ3階以上の建築物。

ただし、体育館（一般の用に供されるもの）は、延床面積が1,000㎡以上かつ1階建て以上の建築物となり、老人ホーム、老人福祉施設、学校等は、延床面積が1,000㎡以上かつ2階以上の建築物、幼稚園・保育所は延床面積が500㎡以上かつ2階以上の建築物。

また、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物については、面積・階数の規定なし。

沿道建築物は、緊急輸送道路及び避難路における道路を閉塞する恐れのある建築物（図3-1）。

(3) 防災上重要な市有施設における耐震化の現状及び目標設定

現状：平成30年度末で、防災上重要な市有施設は64施設64棟で、そのうち耐震性がある建築物は61棟あり、耐震化率は95.3%となります。

目標：優先的に耐震化に努め、令和5年度末までに耐震化率100%を目標とします。

表1 住宅・特定建物・施設の現状

建物用途	棟 数	左うち耐震性あり			耐震化率
		1981年以前	1982年以降	小 計	
住 宅	20,280	3,057	10,174	13,231	65.2%
特定建物	123	24	65	89	72.4%
施設（防災拠点等）	64	10	51	61	95.3%

2 住宅における耐震化の現状及び目標設定

(1) 現 状

阿波市内の住宅は、全部で20,280棟となります。そのうち、木造住宅は16,792棟、非木造住宅は3,488棟です。

これらの住宅において、耐震性がないとされる住宅は、木造住宅で6,884棟、非木造住宅で165棟となります。

すなわち阿波市における住宅の耐震化率は65.2%であり、残りの34.8%の住宅は耐震性がないということになります。

表2 住宅における耐震化の現状と目標

区 分	昭和57年 (1982年) 以降の住宅①	昭和56年 (1981年) 以前の住宅②	住宅数④ (①+②)	耐震性有 住宅数⑤ (①+③)	耐震化率 (⑤/④)
		うち耐震性なし			
		うち耐震性あり③			
木 造	8,449	8,343	16,792	9,908	59.0%
		6,884			
		1,459			
非木造	1,725	1,763	3,488	3,323	95.3%
		165			
		1,598			
合 計	10,174	10,106	20,280	13,231	65.2%
		7,049			
		3,057			

(2) 目 標

阿波市では、住宅耐震化の緊急性に鑑み、令和5年度末までに耐震化率を100%とすることを目標とします。

なかでも、特に倒壊の危険性の高い古い木造住宅の耐震化に取り組みます。

3 特定建物における耐震化の現状及び目標設定

(1) 現 状

阿波市内の特定建築物の棟数は123棟で、そのうち耐震性があると確認されている建築物は89棟あり、耐震化率は72.4%となります。

(2) 目 標

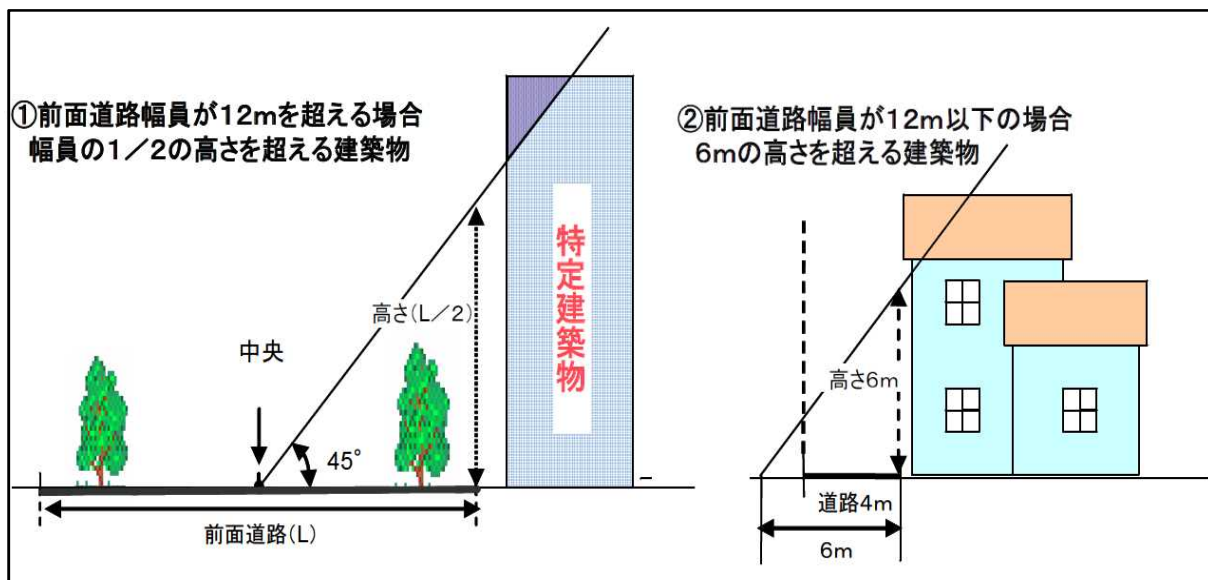
阿波市では、これら特定建築物のうち旧耐震基準のものにおいて、所有者・管理者に対して耐震改修を促し、早急な耐震化を目指します。

災害時に重要な機能を果たす3用途の建築物（学校・病院・庁舎）及び公営住宅については、既に100%の耐震化率を達成しております。

表3 特定建物のうち4用途の耐震化の目標

建物用途	棟 数 (平成30年度末)	耐震性のある建築物（棟）	耐震化率 (平成30年度末)
学 校	22	22	100.0%
病 院	3	3	100.0%
庁 舎	1	1	100.0%
公営住宅	7	7	100.0%

注）表4における用途26の特定建物を対象としている。



国土交通省 平成18年1月26日施行 改正耐震改修促進法のポイント及び関連制度の概要より

図8 道路を閉塞する恐れのある建築物（表3-4の用途27に該当）

表 4 阿波市内特定建物の現状

(平成30年度末現在)

建物用途	規模要件	棟数	耐震性有り		耐震 化率
			昭和56 年以前	昭和57 年以降	
1 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む。)	22	16	6	100.0%
2 上記以外の学校	階数3以上かつ 1,000㎡以上	0	0	0	—
3 体育館（一般公用の用に供されるもの）	階数1以上かつ 1,000㎡以上	3	2	1	100.0%
4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの	階数3以上かつ 1,000㎡以上	0	0	0	—
5 病院・診療所	階数3以上かつ 1,000㎡以上	3	0	3	100.0%
6 劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ 1,000㎡以上	0	0	0	—
7 集会場、公会堂	階数3以上かつ 1,000㎡以上	1	0	0	0.0%
8 展示場	階数3以上かつ 1,000㎡以上	0	0	0	—
9 卸売り市場	階数3以上かつ 1,000㎡以上	0	0	0	—
10 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ 1,000㎡以上	0	0	0	—
11 ホテル、旅館	階数3以上かつ 1,000㎡以上	2	0	2	100.0%
12 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿宿、下宿	階数3以上かつ 1,000㎡以上	10	6	4	100.0%
13 事務所	階数3以上かつ 1,000㎡以上	0	0	0	—
14 老人ホーム、老人短期入所施設、身体障がい者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ 1,000㎡以上	4	0	4	100.0%
15 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ 1,000㎡以上	1	0	1	100.0%
16 幼稚園、保育所	階数2以上かつ 500㎡以上	0	0	0	—
17 博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ 1,000㎡以上	0	0	0	—
18 遊技場	階数3以上かつ 1,000㎡以上	0	0	0	—
19 公衆浴場	階数3以上かつ 1,000㎡以上	0	0	0	—
20 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ 1,000㎡以上	1	0	1	100.0%
21 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ 1,000㎡以上	0	0	0	—
22 工場（危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く。）	階数3以上かつ 1,000㎡以上	1	0	0	0.0%
23 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	階数3以上かつ 1,000㎡以上	0	0	0	—
24 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ 1,000㎡以上	0	0	0	—
25 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ 1,000㎡以上	1	0	0	0.0%
小 計		49	24	22	93.9%
26 危険物の貯蔵上又は処理場の用途に供する建築物	石油類や火薬類などの危険物を一定数量以上貯蔵、処理するすべての施設	28	0	14	50.0%
小 計		28	0	14	50.0%
27 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にする恐れがあり、その敷地が耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物（道路を閉塞する恐れのある建築物）	図 1 参照	46	0	29	63.0%
小 計		46	0	29	63.0%
合 計		123	24	65	72.4%

4 防災上重要な施設における耐震化の現状及び目標設定

阿波市では、防災上重要な施設を、以下の6区分で位置付けます。
そして、これらの施設の耐震化に取り組んでいきます。

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 指揮・情報伝達施設 | ⇒地震時に中枢機関として機能する施設 |
| 2 医療救護施設 | ⇒救護物資の供給や診療などが行われる施設 |
| 3 避難所指定施設 | ⇒地震時の避難所として指定されている施設 |
| 4 災害時要援護者（要配慮者）が利用する施設 | ⇒高齢者や乳幼児などの災害時要援護者が利用する施設 |
| 5 災害応急対策活動を支援する施設 | ⇒人材や物資、ライフラインの供給を支援する施設 |
| 6 多数の市民が利用する施設 | ⇒不特定多数の市民が一度に利用することが考えられる施設 |

（１）現 状

阿波市には、市有の医療救護施設がないため、対象となる項目は5項目となります。これら5項目の合計の耐震化率は、95.3%となり、64棟のうち3棟において耐震性がありません。

（２）目 標

阿波市は、これらの防災上重要な市有施設における旧耐震基準の建築物に対して、優先的に耐震化に努めることとし、令和5年度末までに耐震化率を100%とすることを目標とします。

表5 防災上重要な施設の現状 （平成30年度末現在）

区 分		施設数 (施設)	棟数 (棟)	耐震性 有り (棟)	耐震 化率	耐震化 実施中 (棟)	要耐震 化 (棟)	耐震診断を 実施又は 予定して いる (棟)	改築予 定や廃 止(統 合)等あ り方検 討中の もの (棟)
災害応急対策活動に必要な施設	①指揮・情報伝達施設	1	1	1	100.0%	—	—	—	—
	②医療救護施設	0	0	0	0.0%	—	—	—	—
③避難所指定施設		33	33	31	93.9%	1	2	1	1
④災害時要配慮者が利用する施設		21	21	21	100.0%	—	—	—	—
⑤災害応急対策活動を支援する施設		3	3	3	100.0%	—	—	—	—
⑥多数の市民が利用する施設		9	9	8	88.9%	0	2	2	0
①－⑥の重複処理		－3	－3	－3		—	—	—	—
合 計		64	64	61	95.3%				

第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 概要

(1) 耐震診断・耐震改修に関わる基本方針

- ア 防災効果の高い計画的な耐震化を促進していきます。
- イ 建築物の所有者及び管理者が、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度活用などに努めます。

(2) 阿波市が行う施策

徳島県や各関係団体との連携を図りながら以下のような取り組みを実施します。

- ア 計画的な耐震改修等の実施
- イ 支援制度の活用
- ウ 耐震化に関する総合的な安全対策
- エ 意識啓発・知識の普及

(3) 計画的な耐震改修等の実施

以下の観点から、防災効果の高い計画的な耐震改修等の実施に努めることとします。

- ア 重点地域の選定
- イ 優先的に耐震化を図る建築物の選定
- ウ 地震発生時に通行を確保する道路の選定

(4) 支援制度の活用

市民がより耐震診断や耐震改修を行いやすい環境をつくるため、次のような支援制度に取り組めます。

- ア 費用の支援の実施
 - (ア) 木造住宅耐震診断等支援事業
 - (イ) 木造住宅耐震改修支援事業
 - (ウ) 住まいの安全・安心なりフォーム支援事業
 - (エ) 耐震シェルター設置支援事業
 - (オ) 住替え支援事業
 - (カ) 老朽危険空き家、空き建築物除却支援事業
 - (キ) 耐震リフォーム減税制度
 - (ク) 危険ブロック塀等安全対策支援事業

(5) 耐震化に関する総合的な安全対策

構造物等を含めた総合的な耐震化に努めることとし、以下の取り組みを実施します。

- ア 転倒の恐れのあるブロック塀の診断・改修
- イ 窓ガラスや外装タイルの落下防止対策
- ウ 大規模空間を有する建築物の天井の崩落防止対策
- エ 家具等の転倒防止対策の普及・啓発
- オ エレベーターの閉じ込め防止対策
- カ 県産木材等による耐震シェルターや耐震建具の普及の促進

2 耐震診断・耐震改修に関わる基本方針

- (1) 耐震化率の向上に関し、市内における重点地域、優先的に耐震化を図る建築物、地震発生時に通行を確保する道路を選定し、防災効果の高い計画的な耐震化を促進していきます。
- (2) 建築物の所有者及び管理者が自らの問題として耐震化に意識的に取り組むことが不可欠であり、こうした所有者等の取り組みをできるだけ支援する観点から、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度活用などに努めます。

3 阿波市が行う施策

阿波市では、徳島県や各関係団体との連携を図りながら以下の取り組みを実施します。

(1) 計画的な耐震改修等の実施

- ア 重点地域の選定
- イ 優先的に耐震化を図る建築物の選定
- ウ 地震発生時に通行を確保する道路の選定

(2) 支援制度の活用

費用の支援の実施

- ア 木造住宅耐震診断等支援事業
- イ 木造住宅耐震改修支援事業
- ウ 住まいの安全・安心なりフォーム支援事業
- エ 耐震シェルター設置支援事業
- オ 住替え支援事業
- カ 老朽危険空き家、空き建築物除却支援事業
- キ 耐震リフォーム減税制度
- ク 危険ブロック塀等安全対策支援事業

(3) 耐震化に関する総合的な安全対策

- ア 転倒の恐れのあるブロック塀の診断・改修
- イ 窓ガラスや外装タイルの落下防止対策
- ウ 大規模空間を有する建築物の天井の崩落防止対策
- エ 家具等の転倒防止対策の普及・啓発
- オ エレベーターの閉じ込め防止対策
- カ 県産木材等による耐震シェルターや耐震建具の普及の促進

(4) 意識啓発・知識の普及

- ア 相談窓口の整備
- イ 市民への情報提供
- ウ リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- エ 総合ハザードマップの作成・公表
- オ 自主防災組織、自治会等との連携

4 計画的な耐震改修等の実施

(1) 重点地域の選定

ア 老朽化した木造住宅の密集する地域

阪神・淡路大震災では、老朽化した木造住宅の密集する神戸市長田区などにおいて、建築物の倒壊や倒壊に伴う火災によって甚大な被害が発生しました。

そこで、老朽化した木造住宅の密集する地域において重点的に耐震化を推進していくこととします。

イ 緊急輸送道路や避難路の沿道

人材・物資の輸送や避難に重要である緊急輸送道路や避難路の沿道の建築物について、重点的に耐震化を推進していくこととします。

(2) 優先的に耐震化を図る建築物の選定

ア 特定建築物

「特定建築物」については、不特定多数の者が利用すること等、倒壊により大きな被害が発生すると予想されることから、官民の所有を問わず、建築物の早急な耐震化を目指します。

イ 防災上重要な市有施設

(ア) 表 6、7 で示しているとおり、阿波市においては、「大俣公民館」

(改修中)「八幡公民館」「吉野中央公民館」の3棟において耐震性はありません。

(イ)「防災上重要な市有施設」について、地震時においても適切に機能するよう図り、令和5年度末までに耐震化率を100%とすることを目標とします。

(3) 地震発生時に通行を確保する道路の選定

地震発生時に通行を確保する道路として、徳島県地域防災計画（平成24年度版）において定められた「緊急輸送道路」、阿波市地域防災計画（平成26年度版）において定められた「避難路(緊急輸送道路)」を指定し、その沿道の道路を閉塞する恐れのある建築物の耐震化の促進を図ります。

表6 防災上重要な施設の一覧(1)

地図 番号	建築物名称	用 途	所在地	耐震 適用
----------	-------	-----	-----	----------

指揮・情報伝達施設

①	市役所庁舎	市役所	市場町切幡字古田201-1	○
---	-------	-----	---------------	---

医療救護施設

—	該当なし	—	—	—
---	------	---	---	---

指定避難所施設

①	阿波市立一条小学校(体育館)	体育館	吉野町西条字岡ノ川原135	○
②	吉野中央ふれあいセンター	隣保館	吉野町西条字宮ノ前27-1	○
③	吉野コミュニティセンター	コミュニティセンター	吉野町西条字大西28	○
④	吉野スポーツセンター	体育館	吉野町西条字大西6-1	○
⑤	阿波市立吉野中学校(体育館)	体育館	吉野町西条字大西4-1	○
⑥	阿波市立御所小学校(体育館)	体育館	土成町宮川内字広坪89	○
⑦	阿波市立柿原小学校(体育館)	体育館	吉野町柿原字ヒロナカ256	○
⑧	徳島県立阿波高等学校(体育館)	体育館	吉野町柿原字ヒロナカ180	○
⑨	土成地域資源活力工房	物産館	土成町宮川内字平間28-2	○
⑩	阿波市立土成中学校(体育館)	体育館	土成町吉田字一本松の二42	○
⑪	土成コミュニティセンター	コミュニティセンター	土成字丸山10	○
⑫	土成小学校(体育館)	体育館	土成町成当1203	○
⑬	八幡公民館	公民館	市場町大野島字稲荷112-1	×
⑭	阿波市立八幡小学校(体育館)	体育館	市場町大野島字稲荷138-1	○
⑮	市場武道館	武道館	市場町興崎字北分60番地1	○
⑯	阿波市立市場小学校(体育館)	体育館	市場町市場字上野段670	○
⑰	阿波市立市場中学校(体育館)	体育館	市場町市場字上野段6-3	○
⑱	市場コミュニティセンター	コミュニティセンター	市場町市場字上野段388	○
⑲	大俣公民館	公民館	市場町上喜来字田中602-3	×
⑳	市場日開谷体育館	体育館	市場町日開谷字野田原25	○
㉑	阿波市立大影小学校(体育館)	体育館	市場町大影字境目39-1	○
㉒	阿波市立大俣小学校(体育館)	体育館	市場町上喜来字西原200	○
㉓	徳島県立阿波西高等学校(体育館)	体育館	阿波町下喜来南228-1	○
㉔	阿波市立久勝小学校(体育館)	体育館	阿波町森沢28	○
㉕	阿波久勝公民館	公民館	阿波町庚申原218-1	○
㉖	阿波市立阿波中学校(体育館)	体育館	阿波町東原230-1	○
㉗	阿波農村環境改善センター	集会所	阿波町東原173	○
㉘	阿波伊沢公民館	公民館	阿波町南柴生84	○
㉙	阿波市立伊沢小学校(体育館)	体育館	阿波町南柴生172	○
㉚	阿波体育館	体育館	阿波町丸山22	○
㉛	阿波伊沢北分館	公民館	阿波町亀底199-1	○
㉜	阿波市立林小学校(体育館)	体育館	阿波町東整理155-1	○
㉝	阿波林公民館	公民館	阿波町南整理182-1	○

表 7 防災上重要な施設の一覧 (2)

地図 番号	建築物名称	用 途	所在地	耐震 適用
----------	-------	-----	-----	----------

災害時要配慮者が利用する施設

①	一条認定こども園	保育所・幼稚園	吉野町西条字岡ノ川原134-1	○
②	吉野地域福祉センター	老人福祉施設	吉野町西条字大西102	○
③	柿原保育所	保育所	吉野町柿原字ヒロナカ225-1	○
④	柿原幼稚園	校舎	吉野町柿原字ヒロナカ226	○
⑤	土成中央認定こども園	保育所・幼稚園	土成町吉田字山の神23-1	○
⑥	八幡認定こども園	保育所・幼稚園	市場町大野島字稲荷179	○
⑦	八幡児童館	保育所	市場町山野上字立石48	○
⑧	市場保育所	保育所	市場町市場字上野段664	○
⑨	市場幼稚園	校舎	市場町市場字上野段676	○
⑩	市場児童センター	保育所	市場町市場字上野段426-1	○
⑪	市場老人福祉センター	老人福祉施設	市場町興崎字北分60	○
⑫	大俣保育所	保育所	市場町上喜来字窪二俣1781-3	○
⑬	大俣幼稚園	校舎	市場町大俣字行峯255-4	○
⑭	大俣児童館	児童館	市場町大俣字行峯258-1	○
⑮	市場高齢者共同生活施設	老人福祉施設	市場町日開谷字野田原25	○
⑯	久勝保育所	保育所	阿波町野神93	○
⑰	久勝幼稚園	校舎	阿波町森沢24-1	○
⑱	伊沢保育所	保育所	阿波町南柴生168	○
⑲	伊沢幼稚園	校舎	阿波町南柴生83-1	○
⑳	林保育所	保育所	阿波町東整理121-1	○
㉑	林幼稚園	校舎	阿波町東整理155	○

災害応急対策活動を支援する施設

①	一条西地区農業集落排水施設	下水道	吉野町西条字蛇池61	○
②	柿原東地区農業集落排水施設	下水道	吉野町柿原字小笠前52-1	○
③	阿波市学校給食センター	給食センター	市場町切幡字古田117-1	○

多数の市民が利用する施設

①	吉野中央公民館	公民館	吉野町西条字大内18-1	×
②	土成健康センター	公衆浴場	土成町吉田字梨木原1-1	○
③	土成保健センター	保健センター	土成町吉田字寺ノ下1-1	○
④	土成農業者トレーニングセンター	体育館	土成町土成字漆畑177-2	○
⑤	土成歴史館	資料館	土成町土成字丸山46-1	○
⑥	阿波図書館	図書館	阿波町東原167-1	○
④	吉野スポーツセンター	体育館	吉野町西条字大西6-1	○
㉓	阿波農村環境改善センター	集会所	阿波町東原173	○
㉔	阿波体育館	体育館	阿波町丸山22	○

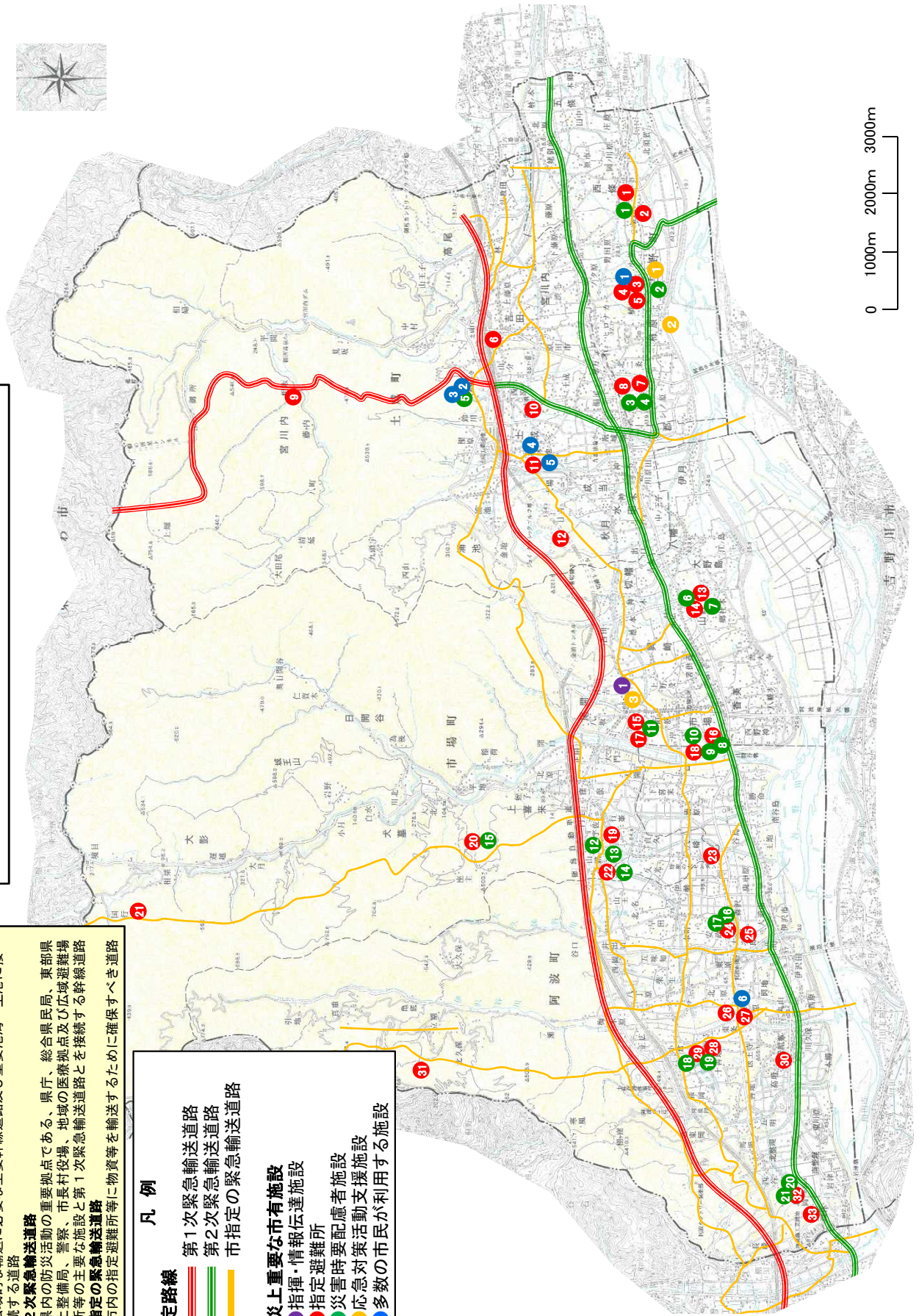
防災上重要な施設及び緊急道路等

- 第1次緊急輸送道路
・広域的な輸送に必要な主要幹線道路及び重要港湾・空港に接続する道路
- 第2次緊急輸送道路
・県内の防災活動の重要拠点である、県庁、総合県民局、東部県土整備局、警察、市長村役場、地域の医療拠点及び広域避難場所等の主要な施設と第1次緊急輸送道路とを接続する幹線道路
- 市指定の緊急輸送道路
・市内の指定避難所等に物資等を輸送するために確保すべき道路

凡例

- 認定路線**
- 第1次緊急輸送道路
 - 第2次緊急輸送道路
 - 市指定の緊急輸送道路

- 防災上重要な市有施設**
- ①指揮・情報伝達施設
 - ①指定避難所
 - ①災害時要配慮者施設
 - ①応急対策活動支援施設
 - ①多数の市民が利用する施設



5 支援制度の活用

(1) 費用の支援制度実施

阿波市では、建築物の条件ごとに、国や徳島県と協力して以下の費用支援策を活用します。

表8 阿波市が受けられる耐震化に関する費用の支援制度
(平成30年度末現在)

①木造住宅耐震診断支援事業（H16～）		
耐震診断 補強計画	対象	平成12年5月31日以前に着工した木造住宅
		3階建てまで
		従来枠組構法、伝統的構法で建てられたもの (プレハブ、枠組壁工法、丸太組工法は除く。)
		現在も居住している住宅(改修後居住する予定の住宅も含む。)
		併用住宅、共同住宅、長屋、借家も含む。
	費用	40,000円(戸建ての場合)〔補強計画(60,000円)〕 国、県、市が37,000円を負担〔補強計画(54,000円を負担)〕
②耐震改修支援事業（H18～）		
耐震改修	対象	耐震診断で評点が1.0未満と判定されたもの
		平成12年5月31日以前に着工した木造住宅
		改修後の評点が1.0以上
		「徳島県木造住宅耐震改修施工者等」として徳島県に登録した者が施工
	費用	改修工事の4/5を国、県と市が補助
		国、県と市で最大110万円/戸(市による上乗せ10万円を含む)
	その他	徳島県木造住宅耐震スーパーバイザーや耐震専門相談員に住まいの耐震化に関する相談可能
③住まいの安全・安心リフォーム支援事業（H24～）		
リフォームを兼ねた簡易な耐震補強工事	対象	平成12年5月31日以前に着工した木造住宅
		耐震診断で評点が1.0未満と判定されたもの
	費用	60万円が上限(市による上乗せ最大20万円)
	その他	耐震化と併せて行う省エネ化、バリアフリー化などのリフォーム工事も補助対象
④耐震シェルター設置支援事業（H28～）		
耐震シェ ルターの 設置	対象	平成12年5月31日以前に着工した木造住宅
		耐震診断で評点が1.0未満と判定されたもの
	費用	上限80万円(補助率4/5)

⑤住替え支援事業（H27～）		
除 却	対象	昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅 耐震診断で、評点0.7未満と判定されたもの
	費用	上限30万円（補助率2/5）
⑥老朽危険空き家、空き建築物除却支援事業（H25～）		
除 却	対象	倒壊すれば前面道路を閉塞し、避難等に支障をきたす恐れのある老朽化した危険な空き家
	費用	空き家の除却工事費に対して国、県と市が補助 補助率4/5 補助限度額80万円
⑦耐震リフォームの減税制度（H18～）		
所得税の 特別控除 制度	対象	2021年12月31日までに、評点1.0以上となる耐震改修工事を行った住居者
	控除額	耐震改修の標準的な工事費から補助金を除いた額の10%（上限25万円）
固定資産 税の減額 措置	対象	2020年3月31日までに、評点1.0以上となる50万円超えの耐震改修工事を行った住宅
	軽減額	家屋の固定資産税を1/2に減額 （1戸当たり120㎡相当分までに限る。）
⑧危険ブロック塀等安全対策支援事業（H31～）		
ブロック 塀の安全 対策	対象	避難路として指定する路線又は避難所に面しており、安全対策が必要と判定されたブロック塀
	費用	補助対象経費：危険ブロック塀等の撤去及び建替え費 補助率：2/3 上限33万2千円（撤去のみは上限6万6千円）

（２）耐震診断、耐震改修、安全・安心なリフォーム支援の実績

阿波市では、住宅の耐震性を向上させるため、耐震診断、耐震改修、安全・安心なリフォームに対する支援を実施してきました。

地震発生時の被害を軽減するためには、減災効果の大きな建築物の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、阿波市では、耐震改修等に対する工事費補助等を拡充し、今後も住宅の耐震化を促進するものとします。

表 8 住宅の耐震化に関する支援事業の実績

事業名	年 度																合 計
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
木造住宅耐震診断支援事業	50	20	20	20	24	31	53	80	80	60	149	88	90	69	59	893	
木造住宅耐震改修支援事業	—	3	2	1	4	2	3	1	8	8	3	7	10	18	18	88	
住まいの安全・安心 リフォーム支援事業	—	—	—	—	—	—	—	1	1	5	3	7	7	3	2	29	
耐震シェルター設置支援	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1	1	4	
住替え支援事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	3	6	10	22	
老朽危険空き家、空き建築物除 却支援事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	3	2	3	2	5	16	

6 耐震化に関する総合的な安全対策

地震の揺れによる被害を減少するためには、構造物を含めた総合的な耐震化が必要となります。

阿波市では、建築物の耐震診断・耐震改修と併せて、以下の安全対策を連動させます。

(1) 転倒の恐れのあるブロック塀の診断・改修

地震によりブロック塀が倒れると、死傷者が出る恐れがあるばかりでなく、道路が閉塞され、被災者の避難や救助、消火活動に支障が生じる可能性があります。

徳島県は、「とくしま－０作戦」地震対策行動計画に、災害に強いまちづくりの促進としてブロック塀の対策を位置付けていることから、基準に合わないブロック塀等を調査し所有者に対して注意を喚起しています。

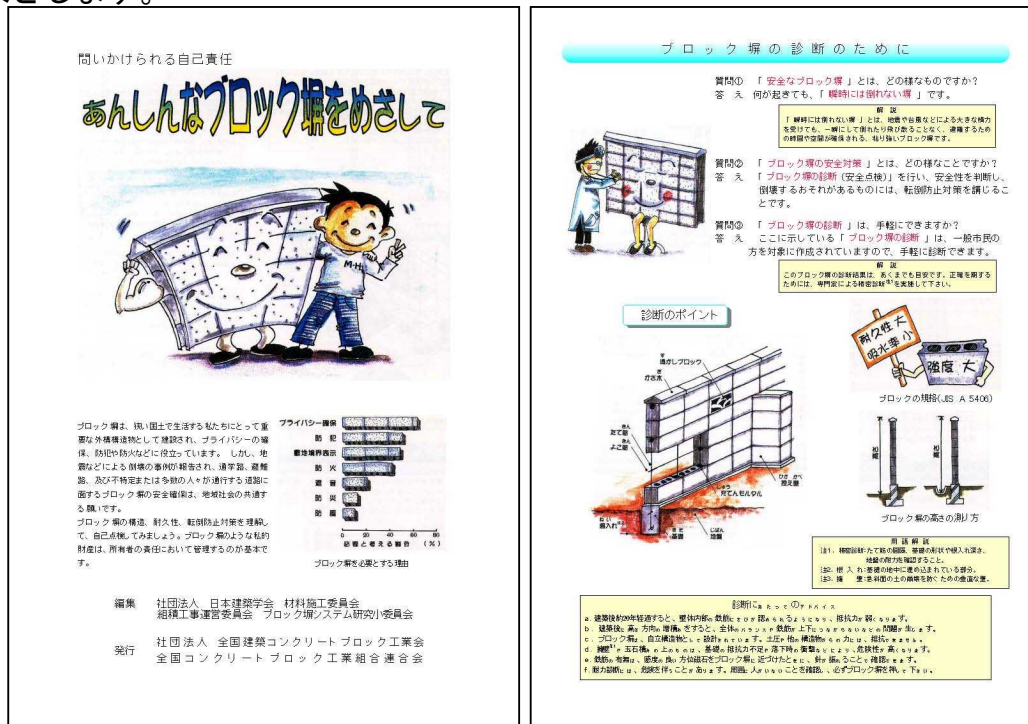
阿波市においても、地域防災計画に基づき、以下の対策を実施していきます。

ア 道路沿いのブロック塀所有者又は管理者に対し、転倒防止対策の普及・啓発を図ります。

イ 避難路、避難所周辺のブロック塀については重点的に転倒防止対策の普及・啓発を図ります。

ウ ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用して啓発を行っていくとともに、ブロック塀の構造、点検及び補強方法等について知識の普及を図ります。

エ 避難路として指定する路線又は避難所に面するブロック塀等撤去及び建替えの補助事業を行います。避難路として指定する路線は、営繕課備え付けの阿波市認定路線網図に記載している路線又は一般の交通の用に供されている路線のうち、住宅や事業者等から避難所等へ至る経路を含む路線を対象とします。



社団法人 全国建築コンクリートブロック工業会
図10 ブロック塀の診断改修手法等

(2) 窓ガラスや外装タイルの落下防止対策

3階以上の建築物の道路に面した部分について、地震時に落下の可能性のある窓ガラスや外装タイル等が基準に適合しない場合は、注意を喚起するとともに、窓への飛散防止フィルムの貼り付け、外壁の改修工事による落下防止対策について、普及啓発を行います。

(3) 大規模空間を有する建築物の天井の崩落防止対策

平成23年3月の東日本大震災において、大規模空間を有する建築物の天井が脱落した事案が多数生じたことを受け、建築基準法に基づく新しい技術基準が平成26年4月1日に施行されます。そこで、基準に適合しない建築物の所有者・管理者に対し、崩落防止対策を行うよう注意を喚起します。

(4) 家具等の転倒防止対策の普及・啓発

住宅内での安全性を確保するため、家具類の転倒防止対策や安全な家具の普及啓発を実施します。

また、「住まいの安全・安心なりフォーム支援事業」を活用する場合においては、高さ1.5m以上の家具の固定を必須条件とするなど、家具の転倒防止対策を推進しています。

(5) エレベーターの閉じ込め防止対策

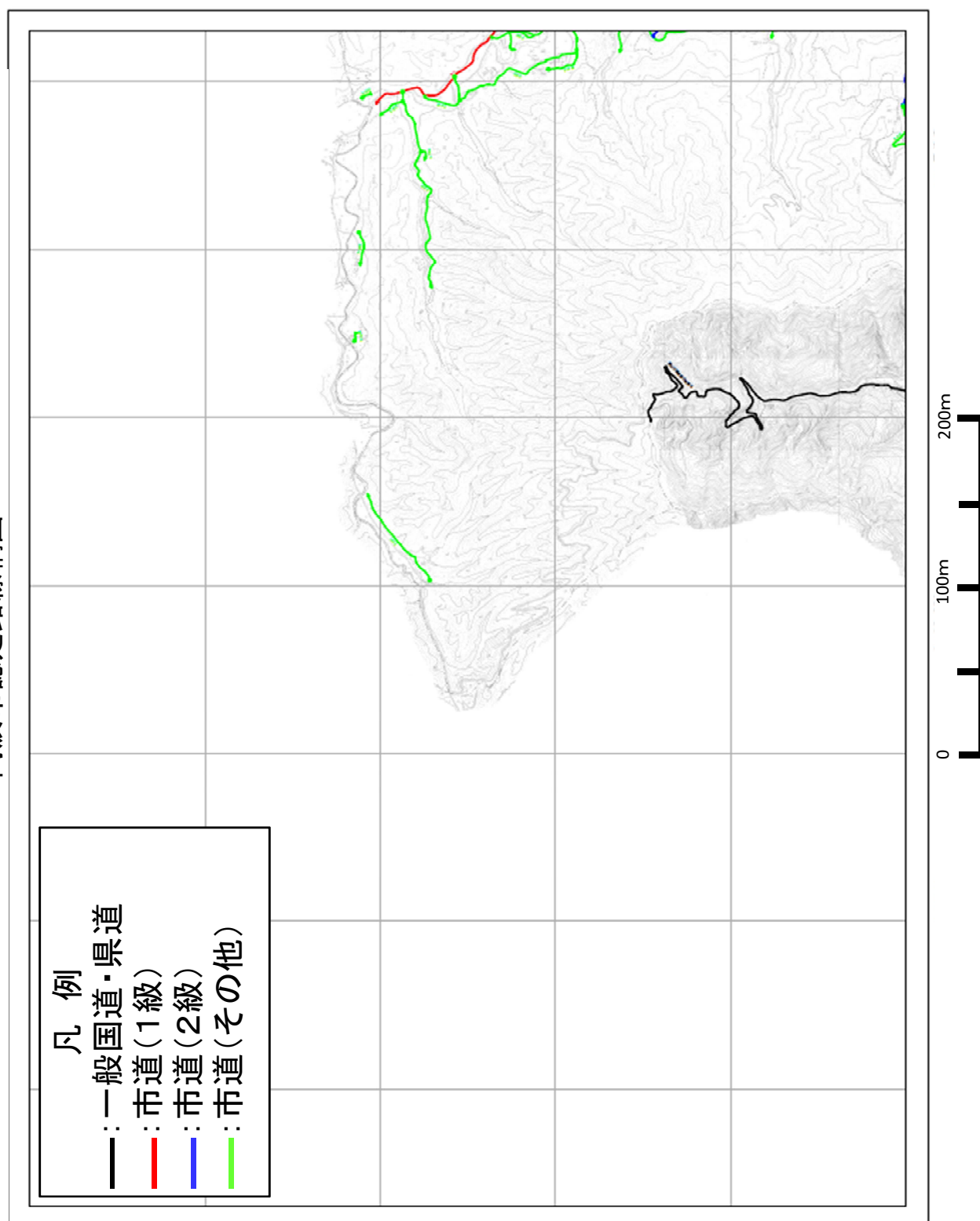
平成21年9月28日施行の建築基準法施行令等の改正により、新設エレベーターについては、P波感知型地震時管制運転装置の設置が義務化され、既設エレベーターについても改修が求められるようになりました。そこで、重要度・緊急度の高い建築物から、既設エレベーターの改修について注意を喚起します。

また、パンフレット等により、建築物所有者等に日常管理の方法や地震時の対応方法、復旧の手順等の情報を提供します。

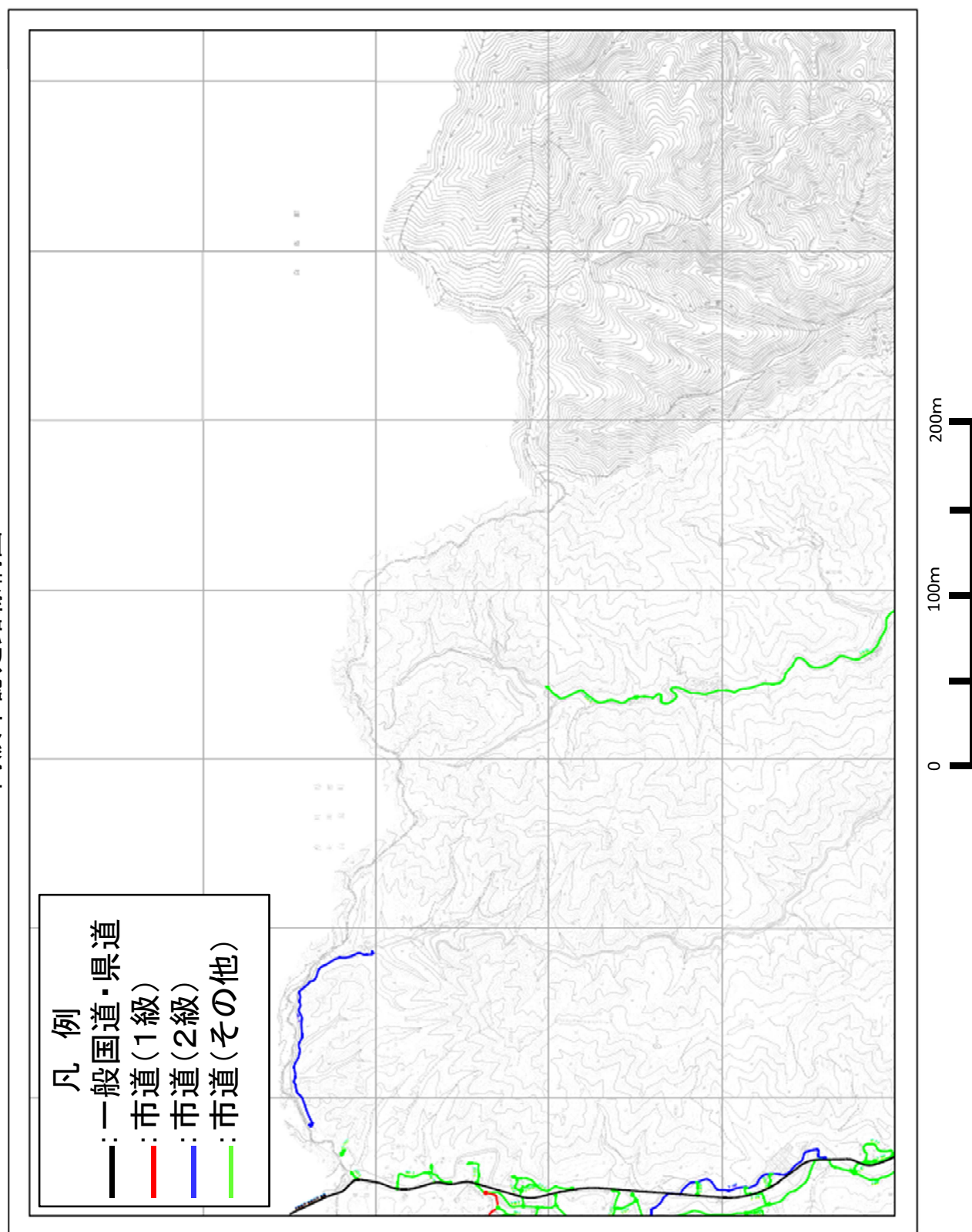
(6) 県産木材による耐震シェルターや耐震建具の普及の促進

県産木材による耐震シェルターや耐震建具を使用した改修工法の普及を行います。

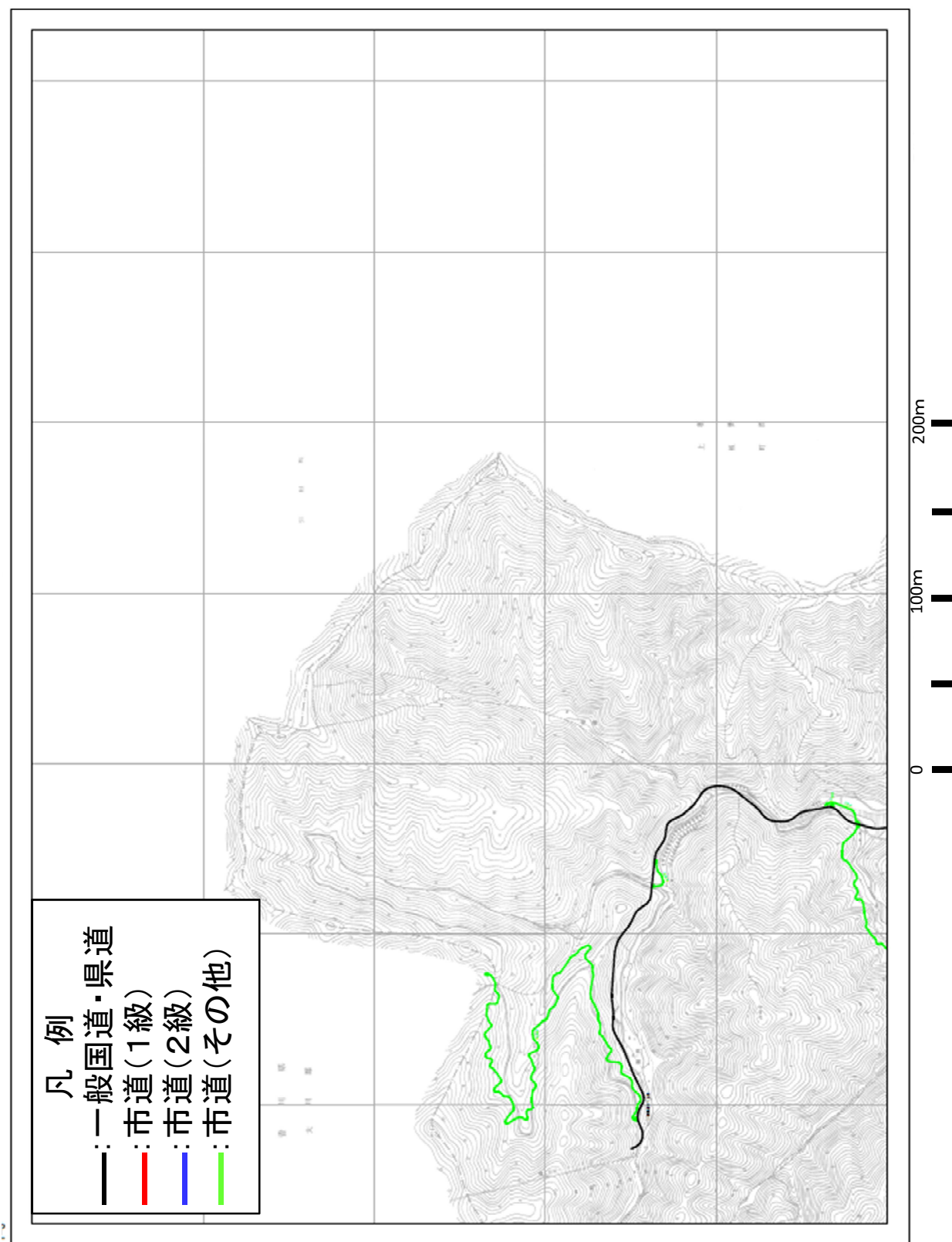
阿波市認定路線網図



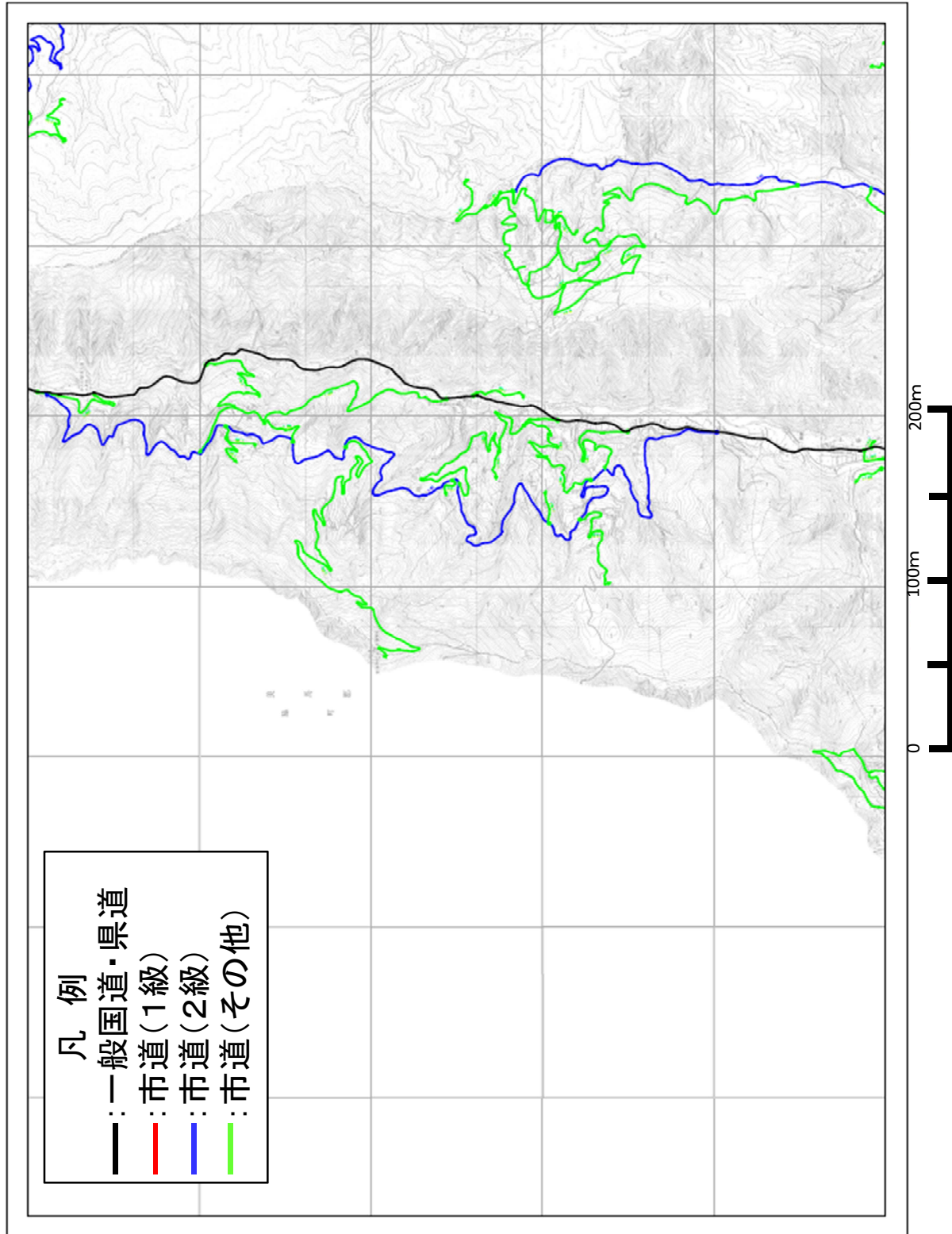
阿波市認定路線網図



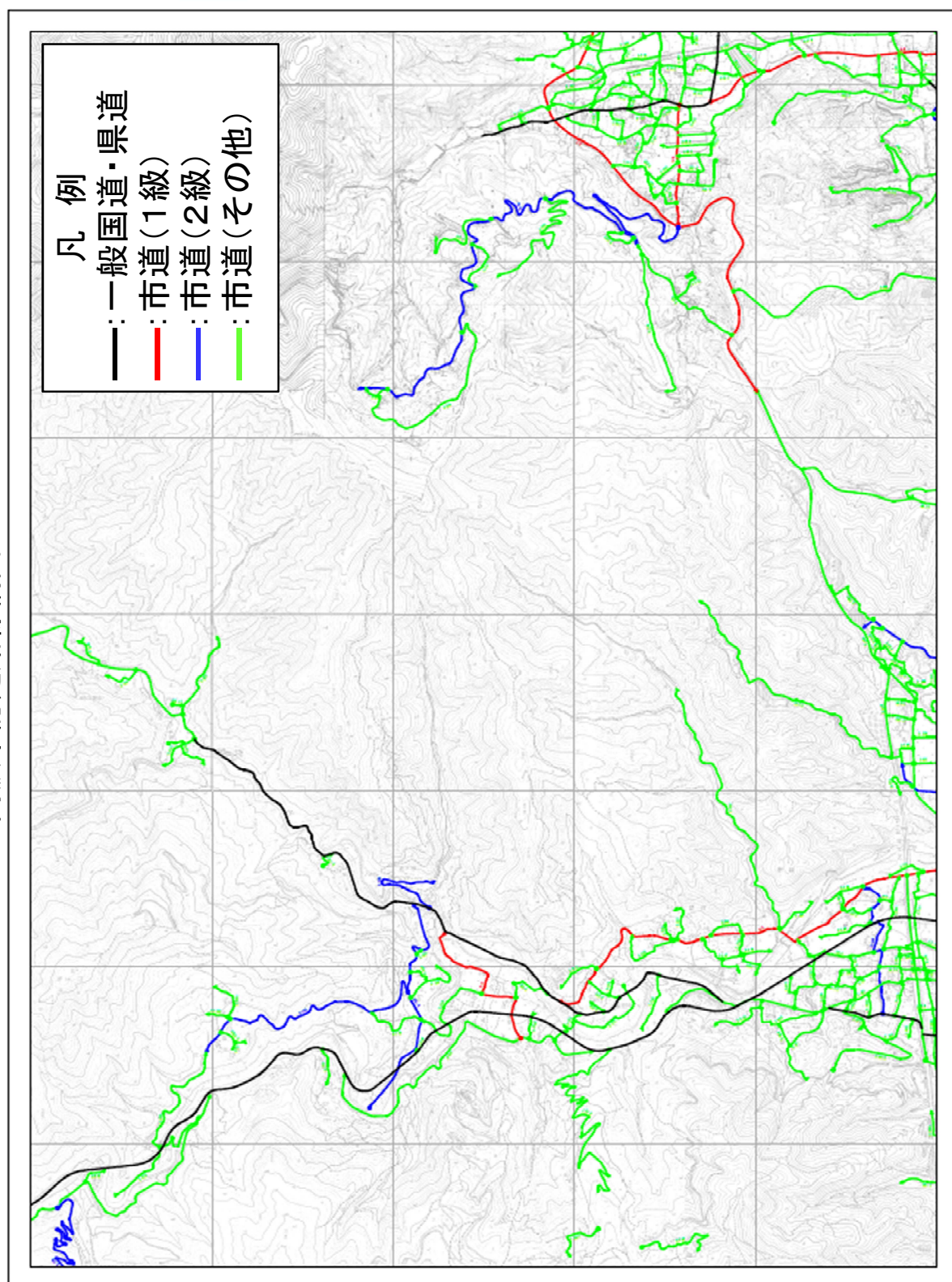
阿波市認定路線網図



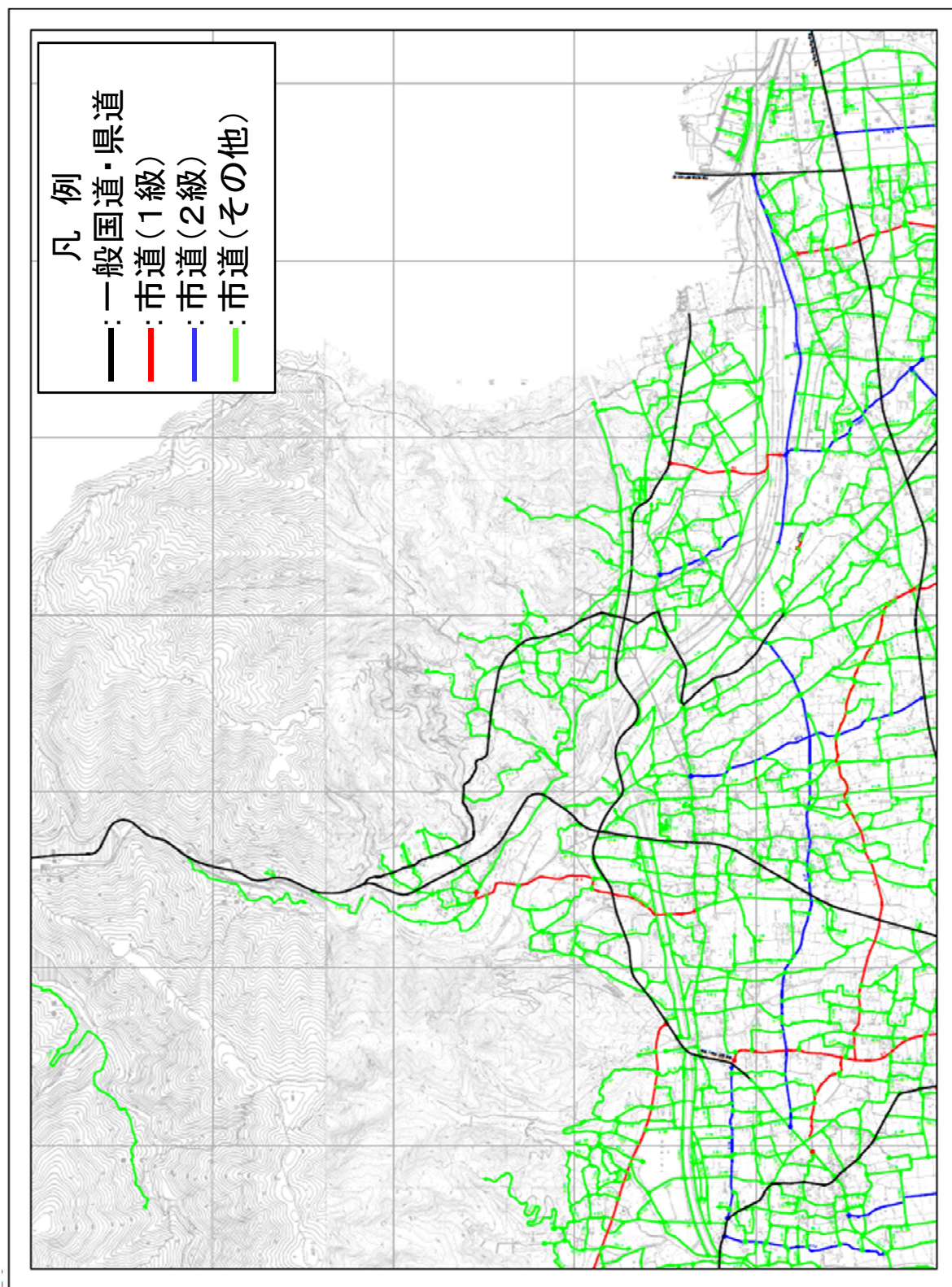
阿波市認定路線網図



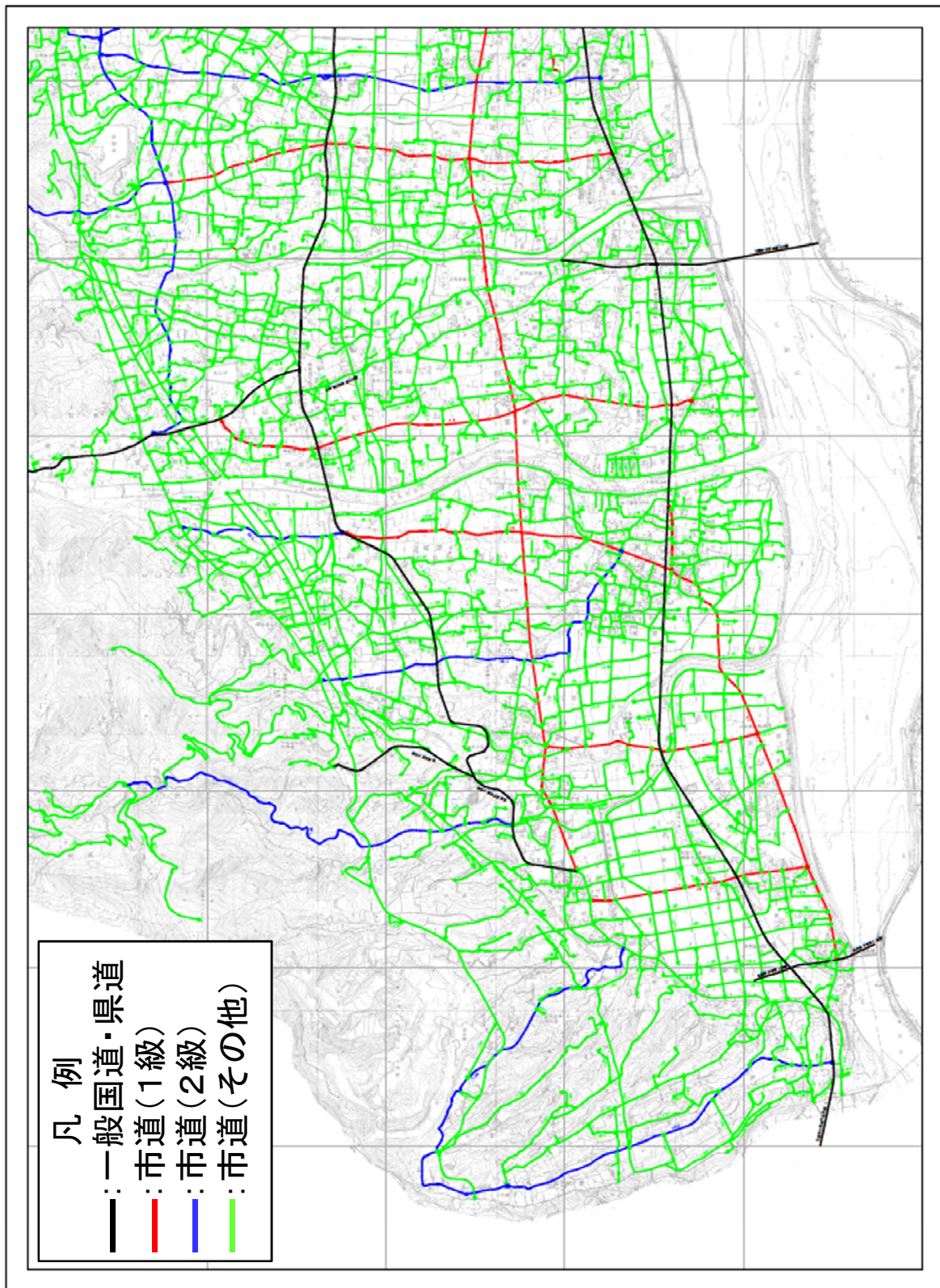
阿波市認定路線網図



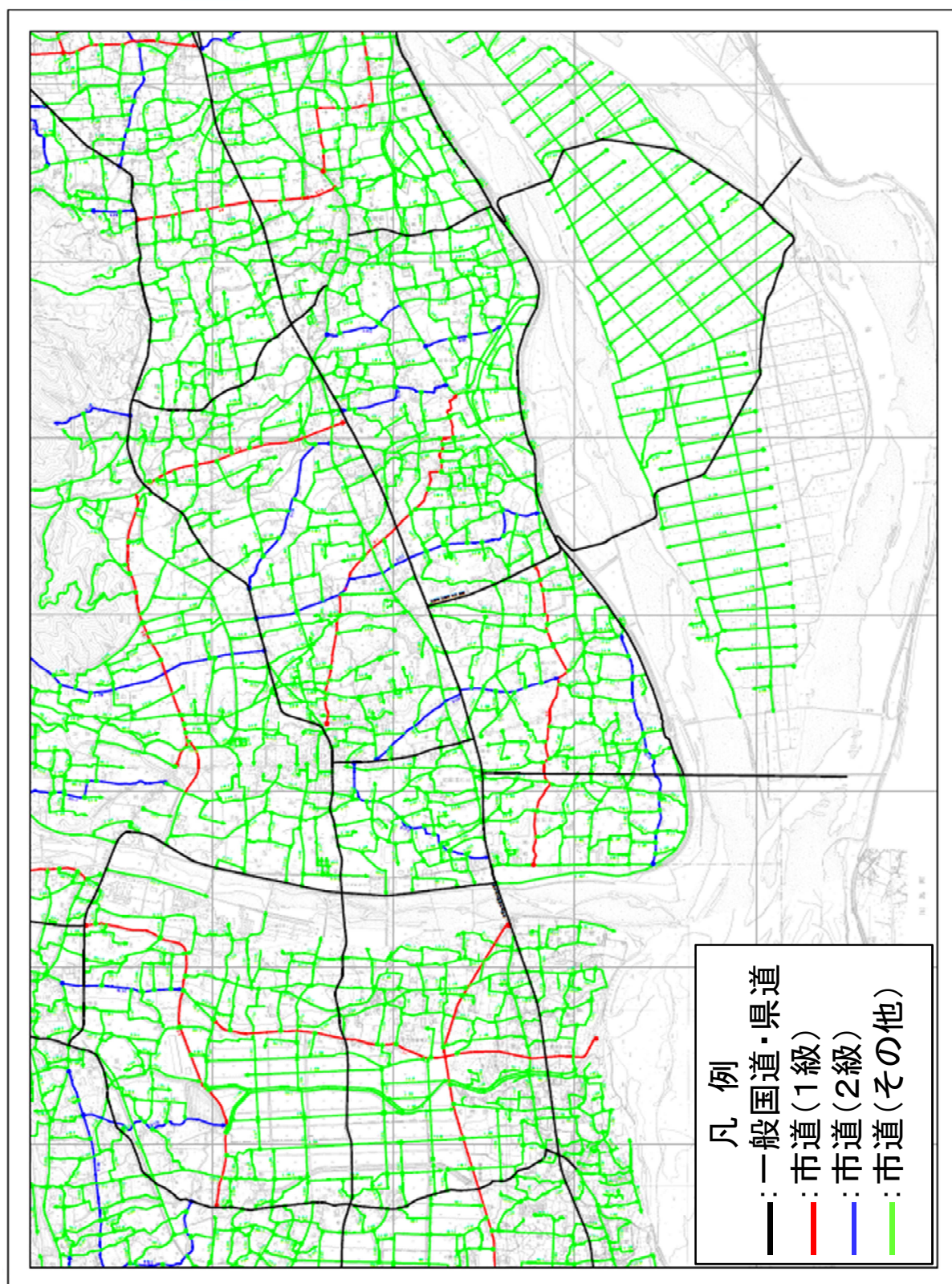
阿波市認定路線網図



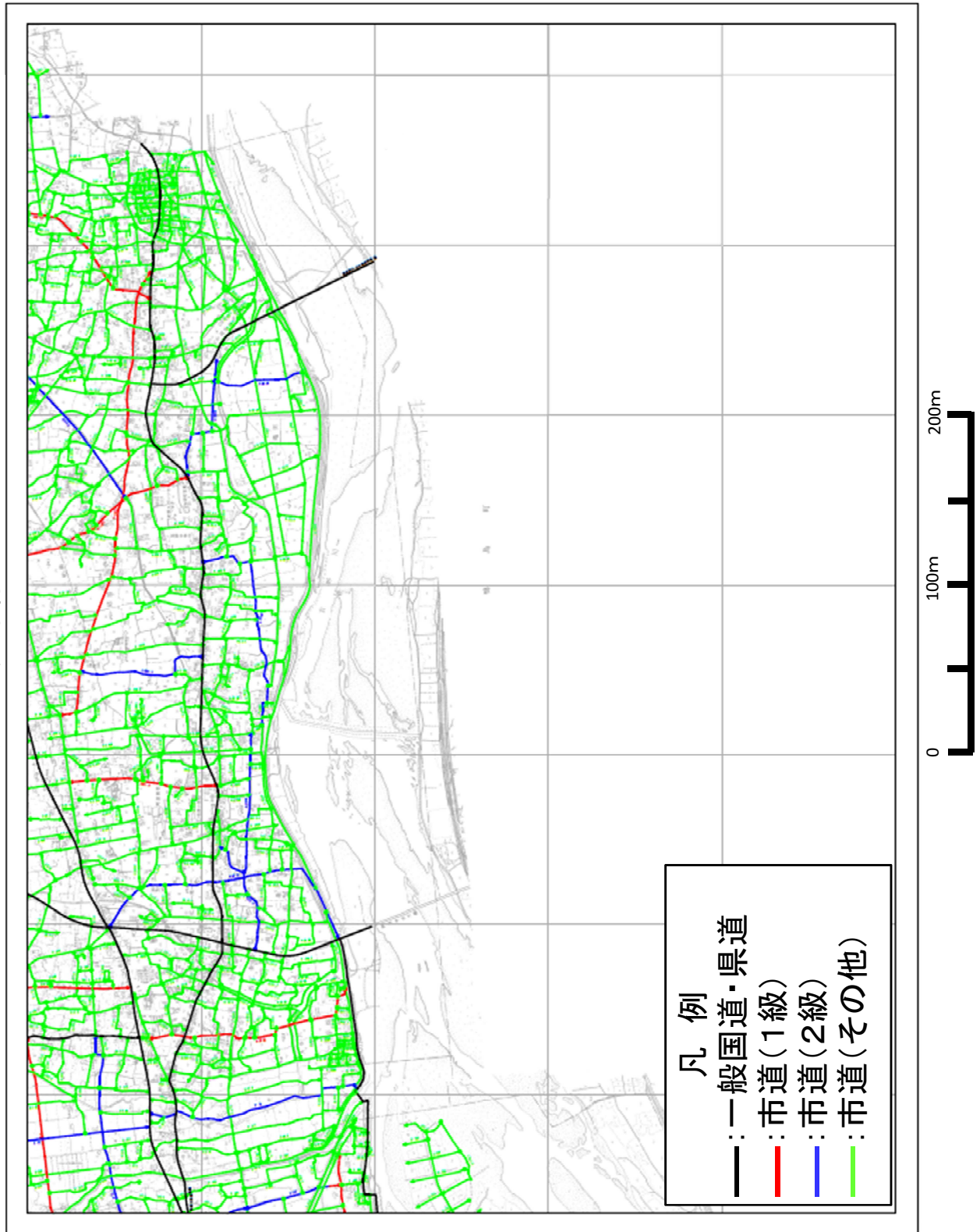
阿波市認定路線網図



阿波市認定路線網図



阿波市認定路線網図



第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 概 要

(1) 相談窓口の整備

- ア 耐震診断・改修の市民の相談に対応するため、危機管理課に相談窓口を設け、随時相談を受け付けます。
- イ 相談窓口では、耐震診断・耐震改修やそれに伴う支援制度の紹介等を行います。

(2) 市民への情報提供

市民への情報提供として、以下のような周知活動を実施します。

- ア 阿波市ホームページやパンフレット等での周知活動
- イ 改修の優良事例等を紹介するセミナー・講習会の開催とその周知
- ウ イベントへの出展
- エ 寄り合い防災講座の開催
- オ 戸別訪問による支援制度の普及啓発や耐震相談の実施

(3) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

阿波市では、徳島県の「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」に併せて補助金の上乗せを実施しており、今後もリフォームにあわせた有効的な耐震改修が行われるよう、誘導していきます。

(4) 総合ハザードマップの作成・公表

市民の意識向上と被害抑制のために、総合ハザードマップを作成し、阿波市ホームページや各市有施設にて公表します。

(5) 自主防災組織、自治会等との連携に関する事項

自主防災組織や自治会ごとに市民の連携を深め、より地域に根ざした対策が講じられるよう、自主防災組織の結成促進と活動の活性化を指導・支援していきます。

2 相談窓口の整備

阿波市では、耐震診断・改修の市民の相談に対応するため、阿波市企画総務部危機管理課に耐震相談窓口を設置し、随時相談を受け付け、耐震診断・改修やそれに伴う支援制度の紹介等を行います。

また、(社)徳島県建築士会及び(一社)徳島県建築士事務所協会において、建築士などの建築構造の専門スタッフによる相談会を定期的に開催しています。

さらに、耐震診断が義務付けとなる非木造建築物については、(一社)日本建築構造技術者協会四国支部において随時相談を受け付けます。

表 9 相談窓口の一覧

耐震診断・耐震改修の窓口一覧		
阿波市の担当窓口		
阿波市企画総務部危機管理課	0883-36-8703	
県の担当窓口		
徳島県県土整備部住宅課 建築指導室耐震担当	088-621-2598	
耐震リフォーム相談所		
徳島県建築士会	088-653-7570	相談日：毎週金曜日 午後１時から５時まで
建築物耐震相談所		
徳島県建築士事務所協会	088-652-5862	相談日：毎週水曜日 午後１時から５時まで
耐震診断等に関する窓口		
日本建築構造技術者協会 四国支部	FAX 088-622-8978 MAIL ytkozo@mb. infoeddy.ne.jp	対象：耐震診断が義務付けとなる 非木造建築物 申し込み方法： 専用申込用紙による。

3 市民への情報提供

阿波市では、市民の意識向上を目指し、引き続きホームページやパンフレットを用いて耐震診断・改修の啓発を行うとともに、次のような周知活動を実施します。

- (1) 阿波市ホームページやパンフレット等での周知活動
- (2) 改修の優良事例等を紹介するセミナー・講習会の開催とその周知
- (3) イベントへの出展
- (4) 寄り合い防災講座の開催
- (5) 戸別訪問による支援制度の普及啓発や耐震相談の実施

The screenshot shows the Awa City official website. The header includes the city logo and navigation tabs: 'トップ' (Top), '防災 安心・安全' (Disaster Prevention安心・安全), 'くらし・教育' (Life・Education), '観光・文化' (Tourism・Culture), '産業・労働' (Industry・Labor), and '行政・まちづくり' (Administration・City Planning). Below the header is a breadcrumb trail: 'TOP > 記事カテゴリ > 属性 > その他お知らせ'. The main content area is titled '阿波市立学校施設耐震診断結果の公表について' (Regarding the Public Release of School Facility Seismic Diagnosis Results in Awa City). It includes a '公開日 2014年04月01日' (Release Date: April 1, 2014) and a '公表内容' (Public Release Content) section. The content states that the 'Earthquake Disaster Prevention Special Measures Law' was revised on June 18, 2014, and that seismic diagnosis results for public kindergartens, elementary schools, and middle schools are being released. A link to the PDF file '市立幼稚園・小学校・中学校施設の耐震診断結果.pdf(129KB)' is provided. The '対象となる建物' (Target Buildings) section lists 'Non-wooden school buildings with 2 or more floors or a total floor area exceeding 200 square meters' and 'Wooden school buildings with 3 or more floors or a total floor area exceeding 500 square meters'. The '今後の耐震化計画' (Future Seismic Retrofit Plan) section mentions that the plan is to complete seismic reinforcement for all city elementary and middle schools by the fiscal year 2026. The '耐震診断結果' (Seismic Diagnosis Results) section states that the results are as of April 1, 2014. At the bottom, there is a link to '耐震診断結果の目次' (Table of Contents for Seismic Diagnosis Results).

阿波市HPより 「<http://www.city.awa.lg.jp/docs/2011040700377/>」
図11 阿波市ホームページ上での情報提供

4 リフォームにあわせた耐震改修の促進

現在では、既存の建築物をリフォームして再活用しようとする動きが活発化しており、リフォーム時において、建築物の耐震化を促していくことが有効です。

徳島県では「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」を実施しており、耐震化工事を含む住宅の省エネ化・バリアフリー化などのリフォーム工事への補助を行っています。

阿波市では、本支援事業に併せて補助金の上乗せを実施しており、今後もリフォームにあわせた有効的な耐震改修が行われるよう、促していきます。

事例1

【住まいの安全・安心なリフォーム支援事業事例】

基礎補強・土間 床組補強・劣化部分改修

建物概要
木造2階建 築42年
延べ床面積 108㎡
(32.6坪)

工事内容
基礎には鉄筋が入っており、多数のひび割れがあったため基礎の外周部に鉄筋コンクリートの基礎を増し打ちして補強を行いました。
和室の床が傾斜していたので、土間を鉄筋コンクリートで補強して床組を改修し、劣化部分の改修も行いました。

① 土間 床組補強
② 浴室ひび割れ補修
③ 家具固定 (必須)
④ 基礎補強

基礎に多数のひび割れが発見される。エポキシ樹脂注入よりも基礎自体を補強することになりました。

ポイント！
※配筋は丁寧に！
アンカー等で既存の基礎と確実に一体化！

工事費 総工事費 1,500,000円
補助対象工事 150万円
補助金受給額 県 40万円

工事期間 約1ヶ月
耐震効果 0.23点アップ
改修前 0.55点 改修後 0.78点

事例6

【住まいの安全・安心なリフォーム支援事業事例】

評点1.0以上へ耐震化・リフォーム

建物概要
木造2階建 築35年
延べ床面積 166㎡
(50.3坪)

工事内容
建物の老朽化が目立ち耐震性に問題があった住宅を高齢の夫婦がこれからは安心して暮らせるように本格的な耐震工事をしました。家の耐震補強により評点が1.0以上に改善されました。併せて玄関部分の段差解消工事をおこない、広くとることで、ご近所の人達とのコミュニケーションの場となるようにしました。

① 耐震壁補強
② 壁補強+基礎新設
③ 壁補強+土台アンカー
④ 内装リフォーム
⑤ 家具固定 (必須)

耐震壁補強
基礎の増設

1階平面 2階平面

ポイント！
耐震壁補強工事
基礎を増し打ちし耐震壁を増設
耐震金物で繋結

工事費 総工事費 3,700,000円
補助対象工事 370万円
補助金受給額 県 40万円

工事期間 3ヶ月
耐震効果 0.68点アップ
改修前 0.38点 改修後 1.06点

事例13

【住まいの安全・安心なリフォーム支援事業事例】

耐震シェルターの設置・間取り変更

建物概要
木造2階建 築41年
延べ床面積 107㎡
(32.3坪)

工事内容
建物が玉石基礎のため建物全体で耐震性を適合させるのが難しかったので、寝室に耐震シェルターを設置し地震にそなえる事にしました。あわせて、水廻りを集約しコンパクトに生活出来るように間取りを変更しました。

① 耐震シェルター設置
② ユニットバス設置
③ 内装リフォーム
④ キッチンリフォーム

寝室へ耐震シェルターを設置して地震に備える

工事費 総工事費 3,730,000円
補助対象工事 350万円
補助金受給額 県 40万円 + 市 10万円

工事期間 約1ヶ月
耐震効果 改修前 0.40点 改修後 0.40点

事例14

【住まいの安全・安心なリフォーム支援事業事例】

耐震ベッドの設置・劣化部分改修

建物概要
木造2階建 築41年
延べ床面積 107㎡
(32.3坪)

工事内容
建物全体を補強するには多額の費用がかかるため、就寝時はもちろん日中に地震が起こった時でもすぐに逃げ込めるよう、一日のほとんどを過ごすリビングに耐震ベッドを設置しました。あわせて、劣化していた居間の壁を同時に塗り替えました。

① 耐震ベッド設置
② 壁塗り替え
③ 家具固定 (必須)

劣化部分を改修してきれいにリフォーム

ポイント！
費用をおさえて地震にそなえる

工事費 総工事費 860,000円
補助対象工事 86万円
補助金受給額 県 40万円 + 市 10万円

工事期間 約2週間
耐震効果 耐震ベッド設置
改修前 0.40点 改修後 0.40点

図12 住まいの安全・安心なリフォーム事例集の一例

第6章 建築基準法による勧告または命令等について

1 概 要

所管行政庁は、旧耐震基準により建築された耐震性が不十分である特定建築物等の所有者・管理者に対し、耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等を実施しています。

[1] 耐震改修促進法による指導・助言、指示、公表等の実施

[2] 建築基準法による勧告又は命令等の実施

※所管行政庁とは、建築基準法に基づく建築主事を置く地方公共団体のこと。
(徳島県では、徳島県と徳島市)

2 徳島県による建築物の所有者・管理者への指導等の実施

所管行政庁は、旧耐震基準により建築された耐震性が不十分である特定建築物等の所有者・管理者に対し、耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等を実施しています。

表10 徳島県による指導等の概要と法令根拠

区分	概 要	根拠法令	
指 導 ・ 助 言	建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の必要性を説明し、速やかな耐震診断の実施を促し、耐震化を図るよう指導・助言を行います。	耐震改修促進法	・ 第12条第1項 (附則第3条第3項で準用する場合を含む。) ・ 第15条第1項 ・ 第16条第2項 ・ 第27条第1項
↓ 指 示	相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに必要な耐震診断や耐震改修が行われない場合、建築物の所有者に対し、速やかに耐震診断を実施し、耐震化を図るよう指示します。		・ 第12条第2項 (附則第3条第3項で準用する場合を含む。) ・ 第15条第2項 ・ 第27条第2項
↓ 公 表	相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに指示に従わなかった場合、建築物の所有者の名称を公表します。		・ 第12条第3項 (附則第3条第3項で準用する場合を含む。) ・ 第15条第3項 ・ 第27条第3項
↓ 勧 告	建築物の所有者の名称を公表したにもかかわらず、正当な理由なしに指示に従わなかった場合、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれが認められる場合、建築物の所有者に対し、相当の猶予期間をつけ、耐震化を図るために必要な措置を講ずるよう勧告します。	建築基準法	・ 第1項
↓ 命 令	相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに勧告に係る措置を講じなかった場合、建築物の所有者に対し、相当の猶予期間をつけ、勧告に係る措置を講ずるよう命令します。ただし、明らかに著しく保安上危険であると認められる場合、指示・勧告を行うことなしに、速やかに命令します。		・ 第2項 ・ 第3項

第7章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項

1 概 要

(1) 特定建築物の現状把握と対策

特定建築物の現状を把握し、その所有者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施を啓発していきます。

(2) 関係団体による協議会の設置、協議会の事業の概要

「徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会」への参加をはじめ、各関係団体との連携を深め、引き続き積極的な建築物の耐震化を推進していきます。

ア 徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会

イ とくしま地震防災県民会議

(3) 地震保険への加入促進

2 特定建築物の現状把握と対策

耐震改修促進法で定める特定建築物のうち、緊急輸送道路・避難路に接するものについて、安全性に係る事項の現状把握に努めるとともに、その所有者に対して耐震診断・耐震改修の実施を啓発していきます。

3 関係団体による協議会の設置、協議会の事業の概要

(1) 徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会

徳島県では「徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会」を設置しています。阿波市においても同協議会に参加し、徳島県、各市町村、徳島県建築士会及び徳島県建築士事務所協会をはじめとした関係団体との連携を深め、積極的に建築物の耐震化を推進していきます。

協議会の具体的な事業は以下の通りです。

ア 耐震化促進に関する施策の調整等に関わること

イ 耐震化促進に関する普及・啓発に関すること

ウ 耐震化促進に係る県、市町村の相互支援の体制整備に関すること

エ 建築物耐震技術者の養成に関すること

オ 防災、衛生、教育等関連部局との連絡及び調整に関すること

カ 情報収集等に関すること

キ その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(2) とくしま地震防災県民会議

平成24年3月に示された「とくしまーO作戦」地震対策行動計画に基づき、「とくしま地震防災県民会議」が設置されました。これにより、県民、自主防災組織、企業、医療、福祉、行政関係者など地域防災を担う様々な主体が連携し、効果的な地震防災啓発活動等を行い、県民運動を展開していくこととしています。

4 地震保険への加入促進

地震保険への加入率は、我々の地震に対する考え方及び地震に対する備えを数値化したものと考えることができ、徳島県民の地震に対する意識を伺うことができます。

徳島県の地震保険加入状況を見ると、図13のとおり、地震保険の世帯加入率は29.5%で全国18位となりますが、全国平均を下回っております。過去の大規模地震で大きな被害を受けた地域や東京都心から東海地方にかけて意識が高い結果が出ています。

阿波市においては、中央構造線活断層地震や南海トラフ巨大地震への懸念等もあり、災害時に倒壊した家屋により発生する経済的な負担は多額のものになるため、市民各自が地震保険に加入することで各々の財産を守る必要があるほか、地震に対する意識の向上を図る上でも重要だと考えます。

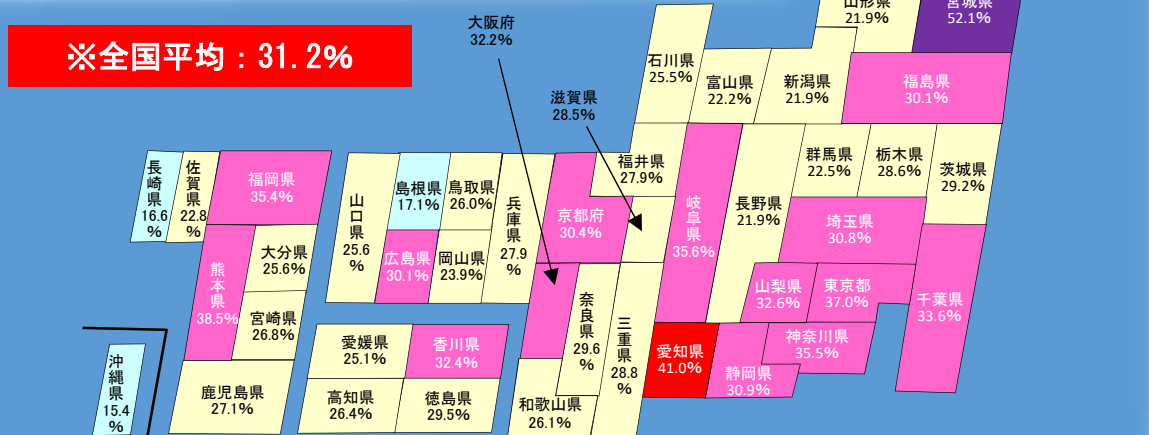


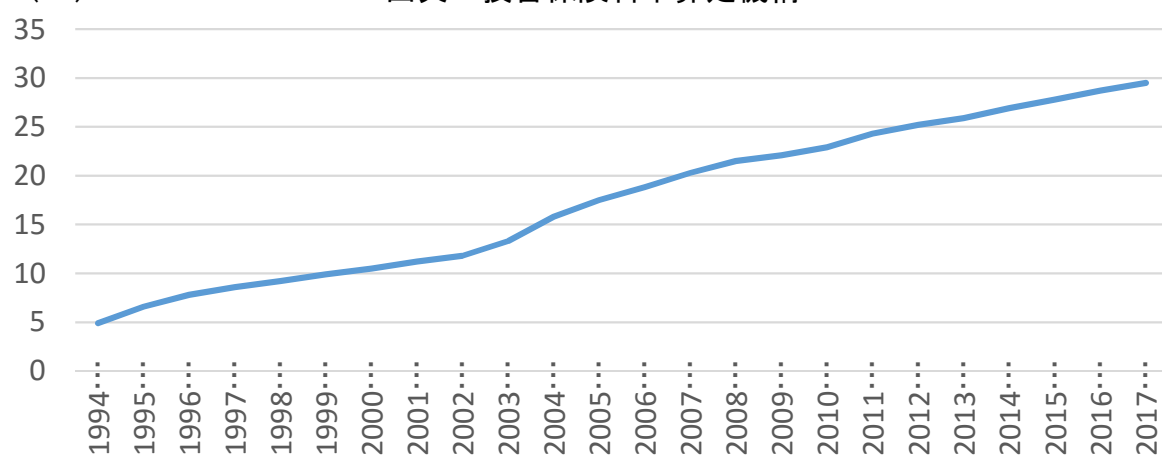
図13 都道府県別地震保険の加入状況（平成17年度）

出典：損害保険料率算定機構

加入率
(%)

図14 徳島県の地震保険の加入率の推移

出典：損害保険料率算定機構



阿波市 耐震改修促進計画

平成20年3月 策定
平成26年3月 改定
令和元年5月 改定

発 行 阿 波 市

阿波市市場町切幡字古田201番地1

TEL 0883-36-8700
FAX 0883-36-8760

編 集 危機管理課